

政策研修リポート①

この三月に二年間の大学院生活を終え、二人の派遣生が職務に復帰しました。今回は東京大学大学院で情報公開制度を主に研究してきた派遣生からその成果を報告します。また、川崎と縁の深い、お隣りの国を舞台とした「海外研修」の新鮮な体験リポートを送ります。

今年度新設した政策課題研修では「成熟都市の都市経営」をテーマに低成長期における都市経営のありかたを考察しました。研修に参加したアドバイザーの一人からその研修報告をします。

情報公開制度と、利害関係人の権利利益の保護

意思形成過程情報を中心に

総務局人事部職員研修所（東京大学大学院派遣）

神保 聡

1 はじめに

主として情報公開制度について学んだ二年間の大学院生活を締めくくるリサーチペーパー（修士論文）のテーマを標記のように設定したのは、次のような問題関心による。

情報公開制度は、国民主権・民主主義の原理に基づき、行政への参加・監視に資するという公益的・客観的な制度として捉えられる傾向があるが、実際には当該情報に利害関係を有する者から、権利利益保護の目的で公開請求がされるケースも見られ、主観法的側面も有している。例えば、いわゆる迷惑施設

は、自治体の多くの事務事業に関して考えられる。

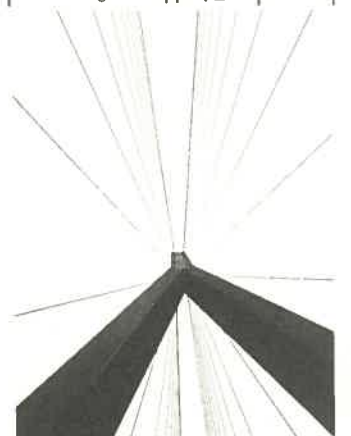
行政手続法（条例）は不利益処分手続の中に文書等閲覧請求の制度を設けたが、行政の行為形式が多様化している現状では活用の機会は少なく、参加手続としての役割が期待される計画策定手続や行政立法手続に関しては一般法はなく、行政手続法制における利害関係情報へのアクセスの手段は十分とは言えない。

行政処分をはじめ、行政の行為形式は様々だが、いずれも行政の意思決定という点で共通しており、利害関係人にとっては、その行為形式が何であれ、意思決定前に関係情報を入手することが、自己の権利利益保護のためには不可欠である。行政機関は国民・住民の権力の受託者であることからすれば、その保有する情報は本来、国民・住民の共有財産で

あり、権利利益保護の目的で公開請求するのは決して特殊例外的なことと考えるべきではない。行政手続法制における利害関係人のみに対する情報開示に比べて、情報の量や詳しさの点で劣るとはいえ、請求目的や利害関係の有無等の個別判断を要さず広く利用できる情報公開制度の意義は大きいと言わなければならない。

利害関係人の権利利益保護を目的とした情報公開制度の利用を、右に述べたように、行政手続法制の未整備を補完するものなどとしてではなく、より積極的に捉えることはできないか。また、とりわけ行政の最終的な意思決定に至らない段階での公開、即ち意思形成過程情報の公開をめぐる問題を中心に考えることで、住民のニーズに適合する新たな運用のしかたや制度化の可能性が見えてこないだろうか。

※ 参照した文献は多数に上るが、紙幅の都合上、掲載は省略する。
また、本稿の基になったリサーチペーパーに関しては、東京大学大学院の日比野勲・宇賀克也・両教授の御指導に負うところが大きい。本稿執筆時点ではリサーチペーパー本体は最終稿まで至っておらず、今後若干の修正の可能性もあることをお断りしておきたい。



以下、リサーチペーパーから要約した記述を中心に、未熟ながら私なりの見解をごく簡単に述べてみたい。

2 「意思形成過程情報」という概念と条例の規定

意思形成過程情報とは、「ある事務事業について、行政機関の最終的な意思決定の前に、当該意思が形成されていく途上において生じる各種の事案に関する情報」と定義することができる（意思決定過程情報ともいう。本市総務局編「情報公開ハンドブック（改訂版）」一〇〇頁にも多くの事例が類型的に紹介されているが、一例を挙げれば、ダム建設事業に係る建設予定地の地質調査資料などが典型）。

実際の意思形成過程は事務事業の性格に応じて多様である。個別の公文書について、意思形成への支障から非公開とすべきかどうかは、当該意思形成の性格、意思決定までのプロセス等を念頭において判断しなければならぬ。また、意思形成が進むにつれて文書の性格も変わっていくことに注意しなければならない。

地方公共団体の情報公開条例には、決裁等の内部的な事務手続を経た文書のみを公開の対象としているところが多いが、決裁は形式的な意味しかもたないことも多く、もともと文書管理規程という訓令上のものであり、決裁済文書に限らず、文書に記された情報の性格から公開の是非を判断すべきである。意思形成過程情報の場合には特に適時に公開することが要請され、決裁の有無にこだわるのは適当でない。

住民に限らず当該地方公共団体に利害関係を有する者に情報公開請求権を認めている条

例が多いが、利害関係の有無の判断が実施機関に委ねられている点で問題がある。特に意思形成過程情報の場合、将来実施される事務事業に係る利害関係の有無の判断は困難なことも多い。地方公共団体の施策の広域化や情報の流通範囲の拡大といった観点のみならず、利害関係人の権利利益の保護にも資する点で「何人」型が望ましい。

非公開事由としての意思形成過程情報該当性には、「審議、検討、調査、研究等の意思形成過程に関する情報」という形式的要件と、「公にすることにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障を生じると認められる」という実質的要件がある。前者について、「意思形成過程」という概念自体が曖昧であるとの批判もあるが、行政の行為形式が多様化し、意思形成も様々なものがあるので、「意思形成過程」という文言を用いてこれを広く捉えるようにするのがむしろ望ましく、後者の判断に重きをおいて非公開の範囲を絞り込むべきである。

意思形成過程情報の公開の必要性を強調し、意思形成過程と執行過程との区別が困難であることを理由に、両者ともに行政運営情報としてとらえ、意思形成過程情報という独自の非公開事由を不要とする見解があるが、最終的な意思決定に至らない情報を広く意思形成過程情報と解すれば区分は可能であるし、非公開により保護されるべき利益は事務事業の執行情報とは異なり、独自の非公開事由とする意義があるのではないか。

合議制機関情報を独自の非公開事由として定める条例もあるが、情報の内容を問わずに合議制機関の規程や議決で一律に非公開とする点で問題がある。意思形成過程情報や事務事業執行情報等の非公開事由で十分対応で

きよう。

3 非公開決定をめぐる訴訟と意思形成過程情報の公開

非公開決定の取消を求める訴訟では、原告（請求者）の勝訴率が高く、また、利害関係情報に関するものも少なくない。判例は、情報公開請求権について、憲法二二一条等から直接導くことはできず、立法により具体化される抽象的権利とする見解にたつが、憲法二二一条等で保障された「知る権利」との繋がりを意識するものと、いかなる情報を公開するかは立法政策の問題であるという点を重視するものとは大きく分かれる。

意思形成過程情報等の行政運営上の情報に関する非公開条項の解釈基準を示した判決がいくつかあるが、中でも大阪地判平成元年三月一四日（判時一三〇九号三頁）は、「知る権利」との繋がりを意識して非公開事由を限定的に解するための詳細な基準を提示し、注目される。条文の解釈として不自然で、踏み込み過ぎたとの批判もあるが、行政の事務事業は多様化し、関係情報の公開による支障・弊害も様々であるから、非公開事由を細かく規定し尽くすことは不可能で、抽象的・包括的な定めにならざるを得ない。非公開とすることができると情報を最小限に止めるべきことが憲法上の要請であることは疑いなく、各地方公共団体の立法政策であることを重視して文理解釈に終始すれば非公開の範囲が不当に広がるおそれもあり、本判決の立場は妥当と考える。

意思形成過程情報該当性が争われた各判決を見ると、実施機関側も裁判所も、意思形成過程の範囲がどこからどこまでなのか、明ら

かにしてはいない。公開することにより生じうる支障について、実施機関側に立証責任を負わせる判決が目につくが、意思形成過程の範囲や意思決定までのプロセスを明らかにすることに、具体的な説明ができるのではないか。これらは、請求した情報自体は公開されなくても、利害関係人が攻撃・防御の手段を講じたり意見を述べるなど、権利利益保護の観点からは本来、是非とも訴訟に及ぶ前に明らかにされる必要があると言わねばならぬ。

4 〓 むすびにかえて — 意思形成過程情報該当性の判断と 制度運用

意思形成過程情報該当を理由に非公開とする場合には、そこでいう意思決定はどのようなもので、意思形成過程はどこからどこまでか、どういうプロセスを経るのか、どの段階まで意思形成が進んでいるのか、いつ、どの段階で公開できるのかを、非公開理由の中でできる限り明らかにすべきである。また、非公開条項の解釈は前記判決のように制度趣旨を踏まえて限定的に行うべきであり、細かい

文言の違いにこだわって自治体ごとに運用がまちまちになってはならない。
今日、行政の最終的な意思決定に至るプロセスを明らかにすることや、最終的な意思決定に至らない意思形成過程情報をできるだけ公開すべきことは、自治体のあらゆる事務事業について要請されるであろう。これらの要請を情報公開制度の運用や新たな制度化によって満たしていくことが、利害関係人の権利利益保護に資すると考えられ、また、情報公開制度をより住民に身近な利用しやすいものにするのができるものと思われる。

政策研修レポート②

韓国・自治体との 交流への期待

はじめに

一九九七（平成九）年度から海外派遣研修の訪問先に加えられた韓国で、今後の自治体・市民間交流をすすめるために、地方自治の現状と市民活動について訪問調査をした。

でき、一職員として、今後の交流事業への課題と具体的な人的交流の糸口を発見できたように思う。

1 富川市と 市民・職員交流の意義

九六年十一月、韓国の富川（プチョン）市と川崎市との間で友好都市交流の締結が行われた。川崎と韓国自治体との交流は、九一年

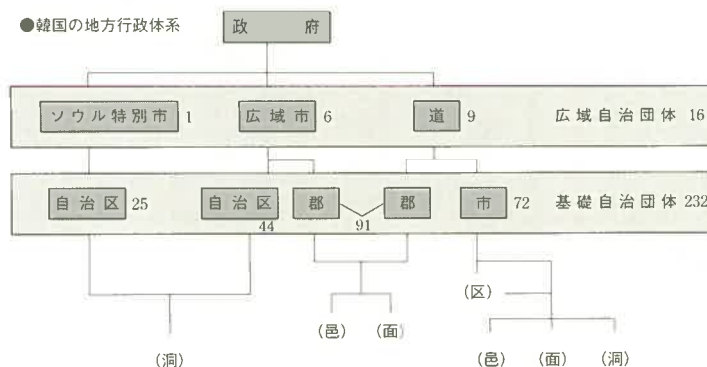
市民局勤労市民室

塩谷 葉子

に川崎区桜本商店街が商店街の活性化を求めて、富川市内の遠美市場（ウォンミンシジャン）との交流を始めたことが直接的なきっかけだったといわれる。

川崎市の場合、在日韓国・朝鮮人市民の多住地域であったことも大きい。市政において、戦後、在日韓国・朝鮮人の存在は、多様な市民の共生を探る大きな力となった。現在の川崎市は、全国の自治体のなかでも、外国人施策について先進的な都市と評価を受けている。

●韓国の地方行政体系



富川市
人口…七九万五千人
面積…五三・四五平方キロメートル
位置…ソウルと仁川の間
七〇年代後半から商工業団地中心に発展。ソウルのベッドタウンとして二〇〇〇年に人口が百万を越えること予想されている。

川崎市
人口…二二〇万七、五三七人
面積…一四二・三五平方キロメートル
位置…東京と横浜の間
臨海部が重化学工業を中心に発展。政令指定都市
行政区…七区

例えば、外国人の国民健康保険の加入や外国人登録時の指紋捺捺問題についての配慮、「在日外国人教育指針」の制定、最近では、市職員採用の国籍条項撤廃、「外国人市民代表者会議」などである。

このような施策展開がされたのは、在日韓国・朝鮮人市民の粘り強い働きかけが大きかった。特に、九六年スタートした「外国人市民代表者会議」では、外国人市民が主体的に参加し、多様な市民が参加する共生のまちづくりをめざすものとして日本人社会への影響も大きい。そして、地域の国際化が進むことにより、外国都市との交流事業も質的に変化した。実際に協力して事業を行ったり、日常的に地域のまちづくりへ生かそうとする動きが増えている。国内における外国人施策と国外の国際交流が相関してきた。

韓国側では、九五年地方自治体首長の選挙が三五年ぶりに再開された。地方自治の再スタートにより、地方自治制度の充実のために、研究者・自治体職員・市民の日本の自治体研究がさかんになった。川崎市は日本の自治体のなかでも、独自の政策を展開してきた自治体として注目されている。また、民選首長による新しい事業として、国際交流事業は市民に人気があるので各地で活発になった(注1)。

今後の、川崎における韓国・自治体との交流は、地域社会の国際化を深め、顔の見える市民・職員の交流を中心に、ともに地方自治と市民参加をすすめるパートナーとなる期待がある。

2 韓国の地方自治の動き

韓国の地方自治制度は、四八年に制定された憲法規定に基づき四九年地方自治法が制定された。五二年に地方議会議員選挙が初めて

実施されたが、六一年の軍事クーデターによる地方議会の解散以降、地方自治体の首長はすべて中央政府の任命制にし、地方自治の施行を留保した。国民の民主化運動を経て八七年大統領の民主化宣言の後、留保条項の削除と地方自治法の改正(注2)を経て、九一年基礎自治団体・広域自治団体の地方議会議員選挙、九五年基礎自治団体・広域自治団体の首長・地方議会議員選挙の四大統一地方選挙が行われた。現在ようやく地方自治制度が整い、民主主義を充実化するための課題へと進んでいるところである(注3)。

地方議会が開かれ、自治体首長が住民の選挙で選ばれることによる変化は市民参加をすすめる視点から大きい。一つは、自治体が住民を強く意識するようになったことである。「民願処理制度」(注4)は行政事務を住民サービスとして積極的に位置づける象徴的な制度だ。広報・公聴機能にも力を入れ、一歩進んで、住民参加制度を条例制定する自治体もある。しかし、住民に人気のある事業として、テーマパークの開発などの派手な費用のかかる事業が増えるなどの問題もある。

二つめは、自治体が国に先行した施策を採用するようになったことである。川崎市のオンブズマン条例は、富川市を始め韓国の多くの自治体のモデルになっている。また、情報公開制度も水戸市の条例を参考に、九一年清州市で初めて制定され、九七年四月までには、全国二四五自治体のうち約七割の一七八自治体が条例を制定した。九六年、韓国国会はアジア初の情報公開法を制定した。自治体の条例化が国の法制化を促したものである。

三つめは、行政と市民団体との協力的な関係が進んだことである。自治体だけでなく市民団体側も、反対するだけでなく提案したり、

参加する運動に転換している。富川市でも、政策研究やボランティアセンターの運営などを市内カトリック大学に委託したり、老人福祉会館の運営を富川YMCAに委託している。韓国全南大学行政学のオ・ジェイル教授は、韓国地方自治の再整備について、次の課題を挙げている。

- 第一、市民意識の高揚(納税者・主人の意識)
 - 第二、地方行政組織の再編(中央から住民本位へ)
 - 第三、自治体職員の意識の変換(権力者から奉仕者へ、末端職員から先端職員へ)
 - 第四、地域固有の政策の樹立(地域の資源と特色を生かした地域の総合計画)
 - 第五、市民参加の制度保障(情報公開制度の充実と市民参加の制度化)
- そして、これらの実現のために市民団体の役割が大きいという。

3 地方自治と市民運動

軍事政権時代は、労働問題、公害問題、農業問題などあらゆる社会運動にとつて一つの目標は民主化であった。八七年の民主化宣言以降、具体的な民主主義の実践を求める市民運動に変わっていった。地方自治についても、市民参加をすすめる市民運動の果たす役割は大きい。代表的な市民団体に、各地のYMCA(キリスト教青年会)や「参与民主社会市民連帯」、「経済正義実践市民連合」などがあり、地方自治の推進を活動内容としている。活発な市民運動団体は、全国に関係団体があるなど、組織化とネットワークに積極的である。市民団体は、中央・地方政府の働きかけだけでなく、オ・ジェイル教授の第一の課題、市民の意識化についても活動している。

注1、日韓姉妹(友好)

都市提携(九四年一〇月一九七年九月) 都道府県・政令市・特別市・道・広域市(七二二)

市町村市郡区(五一一六七)

(財)自治体国際化協会ソウル事務所クレアレポート

※富川市は、九五年選挙後、川崎市と中国・ハルビン市と姉妹都市提携をした。

注2、現行地方自治法の大綱

(韓国)政治一九九七「四章・地方行政機関」ハム・インソン早稲田大学出版部

一定の重要決定事項についての住民投票制度の導入

① (住民投票に付するかどうかは自治体首長の判断)

② 都農分型都市からの反省

③ 都農複合形態の地方自治団体(市)の設置

④ 地方自治体議会議員の議政活動のための補助の強化

⑤ 議員は無報酬の名譽職だが活動費が毎月支給されることになった

⑥ 地方議会の規則制定権の明文化

⑦ 副団長の設置規定の補完

⑧ (特別市)副市長、道副知事、副市長、副都守、副区庁長の任命の基準

⑨ 地方自治団体の長に対する職務履行命令制の導入

⑩ (主務部の国家委任事務の命令、代執行措置等)

⑦ 地方自治団体紛争調停委員会の設置

⑧ (長や団体間の紛争の調停)

⑨ 地方議会の議決に対する再議要求などの関連制度の補完

⑩ (長の再議要求、議会の再議決の確定)

⑪ 地方自治団体の長の再任制限規定の設置(任期四年、再任三回まで)

⑫ 地方自治議会の行政事務監査及び調査権の強化

⑬ (監査期間の延長、市・郡・自治区の監査)

⑭ 直轄市から広域市への変更

注3、戦後の地方自治年表

一九四五 日本帝国からの解放

四八・七二五 大韓民国憲法制定

八二五 大韓民国政府樹立

四九・七二四 地方自治法制定

二二 地方自治法改正(地方自治の合法的延期)

五〇・六二五 朝鮮戦争勃発

五二・四一五 地方議会議員選挙(一部地域除外)

五三・七二七 休戦

五六・二二七 地方自治法改正(基礎自治体の長の公選制導入等)

参与民主社会市民連帯が行っている「アパート共同体運動」は、ソウル近郊の都市の高層団地（アパート）における自治会づくりや権利問題の学習活動である。地方自治への市民参加について、まだ市民の意識が弱いという。その原因の一つに急激な都市化によって、韓国でも伝統的な地域共同体が崩れてしまったこともあるという。そこで、都市における地域共同体を意識して、自治の経験づくりを行うというものだ。

「光州YMCA市政チギ（＝市政を守る）団」は、地方自治の制度化に合わせて光州YMCAで設立された主婦中心の活動である。会員は一六名だが、市民の市政参加をめざして積極的に活動している。活動は、市政に対しての調査、議会の傍聴、「住民自治」の共同学習会の開催、全国の市民運動との連帯などである。九七年には、川崎を含めて日本の地方自治の先進事例を研修した。地域の地方議会の議員や研究者、行政の職員など地方自治をめぐるさまざまな層が参与し、主婦の活動に期待を寄せている。

4 川崎らしい交流をすすめるために

国際交流事業が各都市の特徴を生かした実質的な交流の段階に入るとき、韓国自治体との川崎らしい交流とはどんなものだろうか。それは、国に先行する自治体型行政と市民参加のまちづくりをすすめるための政策交流であると考ええる。

すでに、環境基本条例や、オンブズマン制度等、川崎のモデルが韓国で紹介採用されてきた。それを一方ではなく、今後は協力しながら意見交流をしていきたい。現在、「外

国人市民代表者会議」や「区づくり白書」など、川崎では、市民と職員がまちづくりへの参加と合意形成のために実践している。似通った都市問題があり、互いの施策は多様な市民社会を考える上で参考になるだろう。

そのためには、具体的な情報交換が行われる必要がある。韓国は最も近い国であるのに韓国で日本の情報の多さに比べて、日本では具体的な情報が少なく韓国語を学ぶ人も少ない。そして、「人」の交流が中心になる。職員については、海外派遣研修制度や九八年五月から始まる一年間の職員交流制度などを生かしたい。

それは、これまでの日韓の歴史認識のずれや相互の不信感や誤解から、具体的な理解を経た市民間の交流につながるだろう。特に日本社会の国際感覚により影響を与えるだろう。

おわりに

私は、今回の研修を行うことにより、文字



外国人労働者を支える活動（城南市住民教会）

どおりの行ったたり来たり、「やりとり」の交流関係を体験した。富川では、これまでの多くの市民・職員の相互訪問により得てきた地域への理解が研修の材料であった。川崎との関係を富川の方から見ることができた。初めての光州では、川崎を視察した市民グループを反対に訪問し、韓国の市民活動の動きを追うことができた。オ・ジェイル教授には、光州地域の複数の市民活動を紹介いただき、市民団体の協力関係や地域の歴史との関係、具体的な日本との違いなどを教えていただいた。そして、川崎市の職員自主研修発表大会では、オ・ジェイル教授を韓国からお呼びして、地方自治と市民参加についての講演とディスカッションを行い、海外派遣研修の経験をもとに、職員の間で政策交流を提起した。海外派遣研修をとおして、研修後の課題と新たな交流関係を得られたことに感謝したい。



富川市庁職員と

注4 民願処理制度

「行政規制及び民願事務基本法」九三年制定

「民願」とは、住民が行政機関に対する手続き一般をいう。住民サービスの意味。1行政規制緩和の一般的根拠法としての性格、2民願事務の関する行政法的性格、3（不服・苦情）民願の処理手続きに関する一種の行政救済法的性格、を持っている。

住民が手続きのために行政機関に何度も足を運ぶことのないよう、担当の公務員が受付から行政内部や関係機関との調整などを行う、「民願一回訪問処理制」などがある。ファクシミリやコンピュータを利用して簡便と迅速にしたり、簡単な証明書などは、郵便局や銀行でも請求できる。（財）自治体国際化協会ソウル事務所クォーラーレポート二二九号、一九九七・七

一一

地方自治法改正（基礎自治体の長の任命制、基礎自治体の長にする議会の不信任制の採択等）

六〇・四・一九 学生革命（第一共和国崩壊、第二共和国誕生）

地方自治法（自治体の長の公選制等）

六二・五・一六 バク・チョンヒら軍事クーデター

地方自治に関する臨時措置法制定

七二・一〇・一七 憲法改正（いわゆる維新憲法、強力な軍事体制構築、大統領の直接選挙）

バク・チョンヒ独裁者暗殺

七九・一〇・二六 チョン・ドファンら軍事クーデター

光州民衆抗争（いわゆる光州事件）

八〇・五・一七 与野党間で一九八七年から地方自治実施への合意

地方自治法実施研究委員会発足

八四・一一 地方自治法全文改正

地方自治に関する臨時措置法廃止、地方自治正常化

八五・三・二九 地方自治法改正（自治体の長と議員の選挙日の規定）

基礎自治体の議会議員の選挙実施

八八・四 広域自治体の議会議員の選挙実施

四大地方選挙実施

九一・三 公選された首長就任

自治総研一九九六年五月号「韓国の地方自治制度の歴史と課題」オ・ジェイル

九五・六 自治総研一九九六年五月号「韓国の地方自治制度の歴史と課題」オ・ジェイル

九五・七

九一・三

八九・一二

八八・四

八五・三・二九

八四・一一

八〇・五・一七

七九・一〇・二六

七二・一〇・一七

六二・五・一六

六〇・四・一九

求められる行政評価 システムの導入

政策課題研修「成熟都市の都市経営」に参加して

総合企画局企画部企画調整課 主査

伊達知見

1 はじめに

政策課題研修「成熟都市の都市経営」がたいへん興味深い成果をのこして終了した。この研修は平成九年度からスタートした特別研修で、さまざまな領域の事業の評価をしながら、今後の都市経営を展望しようというものだった。各局から参集した若手職員を中心に熱のこもった論議が展開し、アドバイザーとして参加した私にとっても、今回のテーマについての理解を深めることができた。今後の業務に役立てていきたいと思う。そこで、この研修を通して浮き彫りになった問題点と今後の課題を整理してみた。

2 研修の枠組

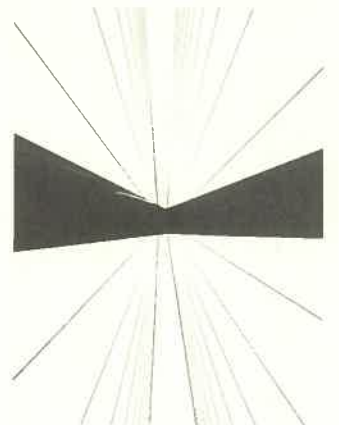
研修においては、川崎市を取り巻く状況をつぎのように考え、見解の統一を図り、分析の枠組みを定めている。すなわち、高度成長の時代が終焉し、大型公共事業や民間プロジ

エクトによる経済効果や開発利益に伴う市税の増収などを容易に期待できなくなったこと。これと相まって、厳しい財政逼迫の下で、多様な行政ニーズに、より効率的に対応していくことが、社会的に強く求められてきている。一方、川崎市はこれまで都市集積の恩恵を受けることのできた成長都市の一つであった。ところが現在では、都市経営が難しいと言われる成熟都市に急速に変化しつつある。このような認識に基づいて、川崎市の施策を再評価してみることにした。このために、今後の財政状況を予測した上で、川崎市が実施している事業の中から、できるかぎり広範囲な分野から代表的な事業を選んで、これらの事業のもたらす様々な効果を費用対効果等から分析し、政策を評価することによって、低成長期における都市「経営」のあり方を考察するものであった。

3 成熟時代の行政システム として望まれるもの

事業の評価方法としては、各事業に対して経済波及効果や税収効果について貨幣換算による定量的評価を試みた。また、個々の事業の特性に応じた定量的、定性的な評価項目も設定して分析してみた。それぞれの評価結果は、事業の特質を表現することに成功しているが、全体像を評価するまでは至らなかった。この点は制約のある中で行った研修の限界であった。しかし、政策の合意形成過程におけるコミュニケーション・ツールとして、十分効果を発揮することができるとなっている。これからの課題としては、このような事業評価を行政としてどのように受け止めて、成熟都市にふさわしい行政の仕組みづくりにつなげていくかだろう。

解決すべき課題の視点について整理すると、①これまでの社会資本整備の不効率の是正と公正性の確保、②政策立案における合意形成システム、③分権型自治体への対応、④財政制約と効率的整備、をめぐる課題があげられる。このような行政における課題をどのように克服して、新しいビジョンを示すが問わ



れるのだ。

4 これまでのプライオリティー を変えよう

— 新たな行政ニーズと大胆な政策転換

このためには何を捨てて、何を拾うかを判断していかねばならない。市民に対するサービス水準を低下させずに、新たな行政ニーズに応える方策はあるだろうか。そのためには、事業をできる限り定量的にとらえ、事業のもたらす効果の帰着をつきとめ、ターゲット化してモニタリングする。しかも、効果の帰着先から見た指標に転換していくことが重要だ。その上で、事業のプライオリティーづけをしていくことだ。その時には局部間で競争するプロセスも必要かもしれない。

別の言い方をすれば、これまでの量的目標である供給量の指標から、質的充実のために社会的価値を重視した指標に転換することである。例えば、下水道の指標では人口普及率中心から環境中心の指標に転換すべきだ。下水道を整備していく時代には適切な指標だったが、大都市ではこの指標の役割は終わったといえる。しかも、人口普及率は下水道の本来的役割である公衆衛生の社会的価値を表わす指標としては不適切だろう。今日では、都市の水循環、防災、情報ネットワークの基盤施設などの下水道が担う多様な役割を指標化し、経営管理の指標とあわせて、これまで見えにくかった下水道による「受益と負担」の構造を明らかにし、下水道の将来のビジョンを示していくことである。このような価値の転換から事業を再構築していくことが、これまでのプライオリティーを変え、大胆な政策転換につながるものと考えられるからである。

これが実現できないと、目標と理念と効果の曖昧な事業の再生産のサイクルを断ち切ることはできないだろう。これまでの社会資本ストックをどう評価し、どのような追加的な投資をすることが、最も効果を発揮する事業選択になるかを考えることである。「成熟都市」で考えることは、まさにこのことなのである。

5 現実を踏まえた 仕組みづくりが鍵

現在、国や地方で事務事業を評価する試みが盛んに行われている。いま、川崎市で検討している仕組みは、評価の目的と対象によって、評価手法を分類している。まず、個別事業に対する事前評価、つぎに経常事業の評価、さらに政策目標の設定や達成度をみる政策評価などに分けて、それぞれを相互に連携させながら、事務事業と政策を評価していく仕組みを考えていて、その全体像を「行政評価システム」と呼ぶことにしている。

この新しい行政評価システムのめざすところは、計画立案の段階から正当性、公正性及び効率性と、そのうえ公開を前提にしている。したがって、現時点での適用は限定的にならざるを得ない。なぜなら、事業の中には、立案の経緯や手続きの過程が不明確なもの、情報の透明度の差違、利害関係者間の調整が複雑なもの、政治問題が絡むもの、経緯が複雑で容易に評価に結びつかないものなど、行政内部で克服すべき課題が山積しているからだ。評価を実施しようとする場合、これらの課題にどのような答えを出していくかが現実の問題だ。このような現実の力学から出発した評価システムを持たなければ、どんなに体系的に整理された優れた行政評価システムであつ

てもワークしていかないだろう。このことが成否の第一の分かれ目になるだろう。

そのためには、「時のアセス」のような時間という尺度で事業を再評価する仕組みで、これまでの事業をふるいにかけることも必要だろう。つぎに、分析枠組みが理論的にも実務的にも確立している事業から始めるなど、準備の整ったところから取り入れていく以外はない。

6 おわりに

「成熟都市」の都市経営へのパラダイム・シフトの第一歩は、行政評価システムの導入にあることは間違いない。このシステムの確実な実行を担保するものは、何よりも意思決定過程の透明性の確保だ。すなわち、事業立案において、行政内部はもとより、多様な関係主体をまじえた合意形成の新たな枠組みの構築にある。この枠組みが成熟都市における「成熟した」市民活動とともに構築する新しい社会システムと言える。

従来は官僚制のなかでできたことが、今度は待ったなしで迫ってくる分権化の中で、それを地方自治体の自らの力でやらなければいけない。自治体の行政能力を問われる局面である。行政評価によって、今までの問題にどういう答えをだしていくか。二一世紀の地方自治体にとって、真の意味での分権化を実現する鍵となるものだ。

今回の研究成果を踏まえて、参加者はそれぞれの職場で新しい社会システムづくりの中心になって活躍されるものと期待します。最後に、研修生の皆さんに感謝するとともに、先進的な研修を企画された職員研修所に敬意を表するものです。

市民と行政の協働による「森づくり」のために

「生田緑地の雑木林を育てる会」の活動から

元・多摩区「区づくり白書」策定委員会委員長

中島光雄

はじめに

川崎市最大の都市公園、生田緑地¹、²、³は、川崎市民の貴重な財産であると同時に「水と緑を育てる、出合いと学びの区」、多摩区のシンボルでもあります。平成九年四月、この生田緑地をフィールドとして、「雑木林を育てる会」がスタートしました。これは、多摩区「区づくり白書」⁴の提言を実行に移したものです。

生田緑地では、不幸にして、市民と行政の係争が続けられています。ですが、本来、森を愛し、森を育てる心にかわりがあるとは思いません。市民と行政が森づくりを通じて、もう一度、この地で手をとり合うことを希望しています。私たちがめざすものは、市民と行政の協働作業によるお互いの信頼関係の再構築です。私たちのささやかな運動が多くの人に届くことを願っています。

生田緑地の植生を守るために、いま森林

1 岡本美術館をめぐる「区づくり白書」の位置

私たちの活動は、多摩区「区づくり白書」の提言を実行に移したものです。「生田緑地の雑木林を育てる会」の活動を語るうえで、どうしても、生田緑地の整備計画のことや、岡本美術館をめぐる、どのような議論がかわされたかを語らざるを得ません。これまでの経緯をたどってみたいと思います。

(1) 「アーバンリゾート・パーク整備計画」と岡本美術館

平成三年一〇月、「アーバンリゾート・パーク整備計画」が策定されました。この後、「生田緑地整備構想等懇談会」が設立され、市民と行政の話し合いにより計画の内容の具現化が進められました。この会は、「緑の保全と都市住民の増大するレクリエーション需要に対応」して、「到来する二一世紀を見据えた、持続性の高い、文化豊かな生田緑地の創造」をテーマとし、「素晴らしいものを守る」をキーワードに、具休案をまとめることとなりました。

この懇談会は、行政が一方的に方針や計画を説明するという従来の手法ではなく、話し合いをベースとした市民参加の場でした。ここには、環境保全局、多摩区役所、生田緑地に隣接する一三の町会、多摩区区民懇話会、そして、多摩区の水と緑を守る会が市民団体として参加しました。楽しく伸びやかな議論の末に、平成四年九月、二つの具体的な案がまとまりました。一つは、「生田緑地百年広場の設置」であり、現在の噴水広場を中心に何の建造物もない広場

を建設することでした。もう一つは、枳形山に展望台の改築を含む「枳形山広場の整備」です。

この整備計画が進められているさなか、平成五年七月二日に「仮称岡本美術館建設基本計画」がまとめられ、建設用地を生田緑地とすることが発表されました。記念館建設に対しては、「生田緑地百年広場の設置」との計画上での整合性や、建設地の決定過程に瑕疵があったのではないかと、市民団体の反対運動がおこり、生田緑地内で二回の建設地変更はありましたが解決に至っていません。平成九年一月、市民団体は「川崎市生田緑地岡本美術館建設公費違法差止め事件」として、横浜地方裁判所に提訴し、現在係争中です。

(2) 「区づくり白書」の位置

多摩区の「区づくり白書」策定においても、「岡本美術館建設」は大きな争点でした。テーマ別区民討論会、まちづくりシンポジウムなど、区民から活発な意見がかわされました。絶対反対から早期建設を望む声まで、一人ひとりの市民の夢や思いは「岡本美術館建設」を巡って大きくわかれます。私たちは、緑の分科会、全体会議で何度も議論はありましたが、策定委員の中にも賛否両論があり結論には至りませんでした。

「区づくり白書」を手にとってみてください。そこには、「岡本美術館建設」について一言も述べてありません。私たちが、「岡本美術館建設」についての様々な議論を書き込まなかったのには次のような理由があります。

第一は、「区づくり白書」は市民と行政

の協働作業による、多摩区の将来像を描くものであり、市民意見も多岐にわかれ行政との関連も定まらないことについては、記載しないという原則にたつたからです。

第二は、このことが一番大事なことと思うのですが、将来のことをきちんと提示しなかったからです。行政批判に終始せず、市民として新しい方向性を導き出すこと、これが、「森林ボランティア」による信頼の場づくりの提言です。

「区づくり白書」提言の「早期に実現したい重点項目」をご覧になってください。この一五項目の一つに、生田緑地の保全と活用を市民参加で進めることという提言があります。これは、「生田緑地の自然生態系を維持し、市民の自然学習の場とする」とを目的とし、このために、「森林の維持・管理にかかわる森林ボランティアを組織」することを打ち出したものです。森林ボランティアの活動を通じ、生田緑地のあり方を市民と行政が話し合い、今後の保全と活用を図るとしています。

ここまでお読みになって、どのような感想をもたれたでしょうか。そして、「区づくり白書」策定に携わった私たちの苦悩や困惑、そして、夢や希望がよく伝わったでしょうか。もう一度、市民と行政が生田緑地で手をとりあうこと、森づくりを通じて信頼関係の再構築を図ること、ここにこそ、「区づくり白書」の意義はあるのではないのでしょうか。

2 森林ボランティア活動始まる

(1) 準備作業―行政との連携

前述の提言を实践する「生田緑地の雑木

林を育てる会」は、平成九年四月に結成されました。ボランティア活動を始めるにあたり、多摩区役所区政推進課や北部公園事務所の職員の方々と意見交換をし、活動内容の確認を行っています。

発足時の会員は一八名、活動日は毎月第二、第四日曜日の九時から正午までです。四月から八月までは準備期間として、北部公園事務と作業場所、範囲、方法など入念な打合せをしました。平行して、青少年科学館の「自然環境調査団」に作業区域の植生調査（下草刈り前と下草刈り後の植生変化）を依頼しました。また、明治大学の倉本宣先生をお招きして、雑木林の整備、保全の勉強会にも参加しています。

「下草刈り」にはこのように、たくさん準備を必要とします。どの場所にどんな生き物があるか、その場所を刈り取ることでどんな花が咲くか、特に、生田緑地を管理する北部公園事務所との連携は欠かせません。準備作業を進めるうえで、北部公園事務所の武井所長さんをはじめとして、多くの職員の方々に本当にお世話になりました。また、区政推進課の皆さんや青少年科学館の職員、「自然環境調査団」の方々にも多くの助言をいただいています。

(2) 下草刈り―和気あいあいと

九月から、自然探勝路の上の芝生広場周辺の下草刈り（アズマネザサ主体）から作業を始めました。本年三月上旬までに、芝生広場周辺約二、〇〇〇㎡、戸隠不動跡地約一、〇〇〇㎡の下草刈りと、不要常緑樹や枯れ木の除伐、山掃除、ピクニック広場の右側斜面二、〇〇〇㎡の下草刈りの跡片づけを行ってきました。また、動物や鳥た

ちの餌になるよう柿の植樹も行いました。

この会の特徴は、会員・応援者とも、作業への参加は個人の都合を優先し、作業にノルマはなく、和気あいあいとして、森を楽しむ感覚で活動していることです。また、「区づくり白書」に係わられた市職員の方々がボランティアとして参加していることも大きな特徴です。

3 今後の方針と課題

― 私たちの夢

森づくりの初年度を振り返って、今後の方針と課題を整理してみます。

① 関係者の理解と協力を大切に
会員の熱意で会活動が続けられていくことに確信を得ました。三月初めの会員は二十五名になりました。二年目は公募も含めて会員増や活動の拡大を図ることとします。

今後とも、北部公園事務所の皆さん、区政推進課や青少年科学館の職員、「自然環境調査団」の方々と密接に連携して作業を進めていこうと思います。また、市職員のボランティアの方々とも「森づくりの夢」を共有しながら、活動を続けたいと思います。さらには、周辺町会との協力関係を密にし、会の実力を養い、活動の幅を広げていきたいと思えます。

② 「生田緑地植生管理計画の策定」を市民参加で

平成一〇年度予算に「生田緑地植生管理計画の策定」が盛り込まれています。神奈川県新聞でも報道されたとおり、「生田緑地植生管理計画の策定」は「緑のボランティア推進事業」として、「ボランティアとの共同で緑地の現況調査から管理計画の策定、維持管理まで行なう」と説明され

ています。市民協働の森づくりの一環として、是非、私たちの気持ちを取り取って欲しいと思います。また、生田緑地で行っている市民の活力を、森づくりに活かす方向で検討して欲しいと思えます。

③ これからのこと

生田緑地を里山としての自然生態系を保全しての自然学習の場とする整備を進めながら、次のようなことを行っていききたいと思えます。

- ・ 除伐と間伐をした材木をシイタケに利用すること、
- ・ 鳥や動物の好む様々な木々を植栽すること、
- ・ 炭焼きを行い、できた炭を水の浄化に利用すること、
- ・ 自然観察会による園内整備の協力などです。

市民と行政が一緒になって形づくる「新しい森」、それは高橋清市長が提言されている「市民健康の森」のイメージに近いのではないのでしょうか。

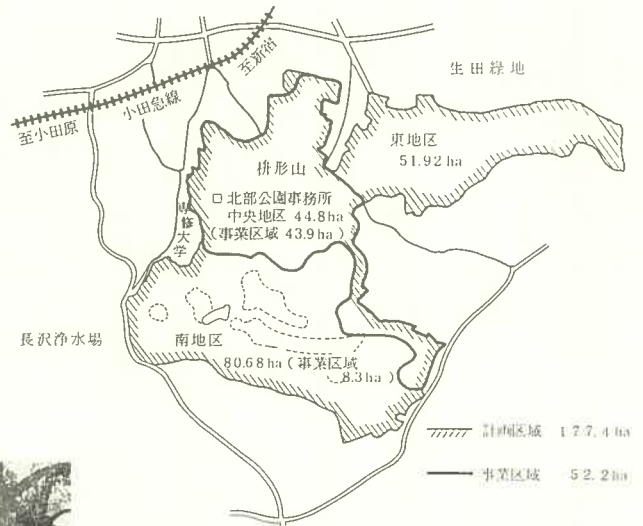
私たちの夢は広がります。生田緑地の歴史を踏まえ、市民一人ひとりの思いや夢をこの森の中に染みこませていきたいと思えます。雪の積もった森の北斜面にも、春の訪れが聞こえます。

私たちが刈り取った大地から、新たな花が咲きだすことを念じながら。

図-1 向ヶ丘遊園駅周辺

土地所有区分

区分	区域面積	区域名	市有地	民地	取得割合
中央地区	44.80 ha	栢形6.7丁目	39.90 ha	4.90 ha	89.05%
南地区	80.68 ha	栢形7丁目	61.62 ha	19.06 ha	76.37%
		初山1丁目	(ゴルフ場)		
		東三田2.3丁目	59.31 ha)		
東地区	51.92 ha	東生田1.2.3丁目、宿河原長尾2.3丁目	8.47 ha	43.45 ha	16.31%
計	177.40 ha		109.99 ha	67.41 ha	62.00%



記念撮影

生田緑地、森林ボランティア活動



戸隠不動跡の下草刈

注1

生田緑地の概要

生田緑地は、多摩区の東南部にあり、一部は宮前区にまたがる、計画面積一七七・四ha(うち、都市公園面積九五・五ha)と広大なものです。図1に示す土地所有区分となっていて三八%が民有地です。生田緑地は、昭和一六年三月、向ヶ丘遊園を含む面積一六五・四九haを川崎都市計画緑地第一号としたことに始まり、昭和二九年一月にゴルフ場開設、昭和三二年四月、川崎市の都市公園条例の適用を受けました。爾来四〇年、豊かな自然と緑を活かして、自然観察路、自然探勝路、グリーンランドベンチャーコース、県の木見本園、噴水広場、ヒクニック広場、野鳥の森、水性植物鑑賞地、ふるさとの小道などの整備が続けられています。

注2

生田緑地内の教育施設

・日本民家園(三〇・一二三㎡)
・青少年科学館(一・三五〇㎡)
・岡本記念館(九・四六八㎡) ←建設中

注3

生田緑地の現況

中央地区…都市公園としての整備が最も進んでいます。緑豊かな自然林もこの地区に集中し、クヌギ、コナラ、サクラなどの落葉広葉樹林の中に諸施設が点在しています。
南地区…ゴルフ場の一八ホールと付属施設が中心で、色鮮やかなグリーン、点在する樹木、特に春はミモザの景観が素晴らしい。
東地区…大部分は向ヶ丘遊園地で、市有地の比率は一〇%と少ない。
多摩区区分づくり白書

注4

多摩区区分づくり白書

多摩区区分づくり白書は、平成六年から三年をかけてまとめられました。川崎市の総合計画で定められている「市民共同のまちづくり」の一環として、区民と行政が協働作業により白書づくりを行ったものです。「水と緑」「こみ・リサイクル、防災、道路・交通」、「保健・医療・福祉、生涯学習・文化」など、多くの課題について、解決のための方向性が描かれています。また、多摩区として早期に実現したい重点要項として、十五項目の提言が行われています。多摩区区分づくり白書策定委員会は、一般公募を含む区民十五人と団体及び企業代表八人、行政機関から区役所を含む九人、計三六人の委員で構成されています。策定にあたっては、全体会、分科会、テーマ別区民討論会、市民シンポジウム、ワークショップ、地区別住民集会などさまざまな議論が行われました。

「市民」とは いったい何だろう

神奈川県新聞社川崎支局

篠原慎一郎

市民とはいったいなんだろう。取材を通して、しばしば考えさせられる。

行政が言う「市民」、選挙のときによく使われる「市民」、われわれマスメディアも頻りに「市民」を使う。しかし、「市民」の具体的な顔は、現実にはなかなか見えてこない。それは、使用する側が、都合よく使い分けている、実態のない「市民」かも知れない、と思うことがある。そんなことが、あらためて気になり始めたのは、昨年の川崎市長選からだ。

三期目をめざす現職市長の戦い方は、つぎのような手順で進められていった。まず、医療関係をはじめとした各種市民団体が相次いで出馬要請をする。周囲の期待が高まっている、というムードが醸成されたところで市長が出馬表明をする。市民団体による市民選対、労働団体による勤労者選対、市議会の大半の会派が結束した市議団選対が立上がり、盤石な態勢のもとで、選挙戦がスタートする。

川崎市長選挙に限ったことではないと思う。他都市の首長選でも、安定した基

盤に立つ現職が、同じような手順を踏んで市民の審判を仰いでいる。

それにしても、取材した立場から、率直な感想を言わせてもらえば、面白くない。内輪に向かって演じ、それを内輪が拍手している。そんな内向きの劇のように見える。「市民を巻き込んだ選挙戦」といいたく、普通の市民の顔が、ほとんど見えないからだ。

たとえば、選挙が迫ると、「市民の集い」といった集いが開かれる。現実には後援会など関係者が集う場であって、一般の市民が入っていきける雰囲気ではない。だから、「市民の集い」の市民は、建て前の市民で、実態がないように見える。その過程を、報道しているマスメディアも「内輪の劇」に巻き込まれて、市民のいる世界から、離れたところに立っているのではないのか。そんなことを思っ、わたしは自分のコラム欄にそう書いたことがある。

その一部を要約すると「選挙戦」で熱くなっているのは、陣営の関係者とマスコミだけと言う人がある。ふとわれに返

る。選挙取材の対象は選挙関係者に絞られがちだ。「普通の市民」に出会う機会は案外少ない。そういえば、この間のぞいた、ある陣営の市民集会も多くは「関係者市民」だった。ふだんそれほど周囲から反応のないコラムなのだが、このときは「まったくそのとおり」と同感する声が予想以上に多く寄せられた。白々とした思いで、選挙戦を眺めている普通の市民が大勢いるのだと、あらためて知った。

選挙の投票率の低下がとりざたされている。しばしばその要因に、「明確な争点がない」「相乗り、オール与党化」などがあげられる。しかし、市民の熱を冷ますような一連の選挙戦の手法、あり方には、それほど注意は払われていないようだ。マスメディアにとっても、市民は、とらえどころのない存在である。

先の市長選挙でも、万全の現職を新人の対立候補があれほど苦しめるとは、どのメディアも予想しなかった。投票率も、予想とは大きく異なった。既存の取材の網の目では、すくいきれない市民がいっぱいいる。そんな思いが深まった。

かつて県内の米軍基地問題を取材して、わたし自身、記事に「市民」という言葉をよく使った。「米軍住宅増設」の記事には、「市民の反発は必至」。空母の新旧交代では「基地の恒久化を懸念する市民」……と言うように、防衛施設庁の幹部が、「市民、市民というけれど、いったいどの市民をさしているのだ」と同僚記者にかみつけたことがあった。記者がふだん接するものは、主に反基地運動にとりくむ市民団体である。それをとらえて「一部の市民団体は「市民」ではない」と断じる

基地関係者までいた。マスメディアが、あいまい模糊とした「市民」という言葉を時には後ろ盾にし、時には、言い逃れに使っているのではないかと思うこともある。他人事ではなく、自分たちも、都合よく市民を使い分けているのではないか。個人的な感想ではあるが、時折耳にするマスコミ不信の根柢も、そのあたりにあるのかも知れない。

印象的だったのは、昨年、川崎市の市有地払い下げをめぐる汚職事件が発覚した後、市が開いた幹部研修に對する職員感想だった。研修では、講師の弁護士が他の自治体のカラ出張や官官接待など例を挙げながら、公務員に対して厳しい目が向けられている時代状況を説いた。研修後、ある職員は市のアンケート調査にこう答えた。「市民の感情と、われわれの感情は違っていることがわかった」。感想の是非はともかく、そこで使われた「市民」という言葉が興味深かった。その職員も、仕事が終われば普通の市民であるはずである。

そこから分かることは、ひと言に「市民」といつても、それぞれの立場に応じた市民のイメージがあるようなのだ。

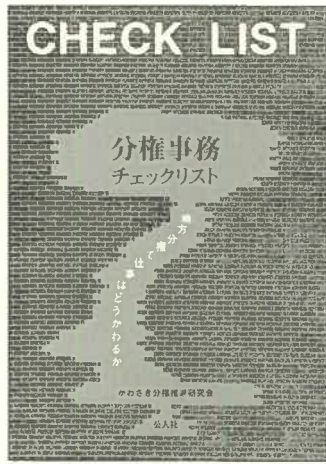
地方分権到来といわれる。よく耳にするようになったのは「市民とのパートナーシップ」だ。厳しい財政状況の中で、「市民が何を求めているか」をつかむことも行政に求められている。

それにしても「市民」とは何か。「市民」という時、どこにピンポイントが定められているのか。都合よく使っていないか。われわれを含め、一度立ち止まって考えてみることもムダではないと思う。

かわさき分権推進 研究会編著

『分権事務 チェックリスト』 を読んで

収入役室審査課主査 五十嵐 薫



◆分権推進への取組みにおける 本書の意義

本書は、川崎市の市内分権推進組織である「川崎市地方分権推進連絡会議・事務権限部会」が、本市の分権後の自治体事務の対応を予測するために行ったケーススタディの報告書をベースに「かわさきアカデミー叢書準備号」として発行されたものである。

自治体現場から実践的な検討成果を情報

発信していく本書の試みが、本市と行政研究者、市民、他の自治体とのキャッチボールにより、その検討に一層厚みをつけていく展開に繋がっていくことを期待したい。この双方向の情報発信の仕組みが、今後の分権型行政システムの構築を模索していく際の有力な装置となっていくのではないかと考える。

◆地方分権で自治体の仕事は どうか変わるか

分権への具体的対応は、本年の六月頃までは国の地方分権推進計画が作成されることから、すべての職場で、その点検作業をすることが必要となつていく。ところが、現段階では地方分権推進委員会の勧告や昨年末の自治省による地方分権推進大綱が出されてはいるものの、分権により個々の自治体事務にどのような影響があるのかはまだ明確になつていない。

本書では、地方分権推進委員会の勧告で具体的に示されている見直し事項のうち、①特に政令指定都市において大幅な権限移譲が図られる都市計画行政と、②地域の実状に応じた運用が必要であり、委員会勧告の機関委任事務廃止による新たな事務区分への振分けにおいて、中間報告段階で自治事務、本勧告でその事務のほとんどが法定受託事務という曲折があつた生活保護行政の二例をリーディングケースとして、分権後の事務の変化に対する検討手法を紹介している。併せて「機関委任事務制度の廃止に伴う条例及び規則への影響」及び「分権事務チェックリスト」の章を設け、様々な行政分野における共通の検討事項を整理することにより、分権に伴う事務点検作業の

手がかりを提示している。本書を活用する際に留意すべきことは、あとがきにもあるように、「地方分権を生かすも殺すも、前提として自治体の意欲がいかに大切であるか」という視点を常に意識することだと思ふ。

地方分権の究極の目的は地域住民の自己決定権の拡充である。機関委任事務制度の全面廃止とこれに伴う関与の縮小は、従来

の機関委任事務の六割を自治事務に変え、それは理論上条例制定の余地がある事務となり、また、国による関与の縮小により自治体の裁量権が拡大するという意義がある。市民が地方分権の成果を享受するためには、国等の関与が緩和され、自治体の権限が拡大するという分権型行政システムを自治体が最大限活用し、市民に支持される施策を、自治事務はもとより、法定受託事務であっても創意工夫を生かし、自治事務的執行を果敢に実行していくという姿勢が重要である。これが欠落すると、分権の取組みが、単なる機関委任事務制度の廃止に伴う所要の条例等の整備で終わってしまう危険性がある。各職場での政策法務能力の拡充が求められる理由がここにある。

◆「分権事務チェックリスト」の 次のステップは？

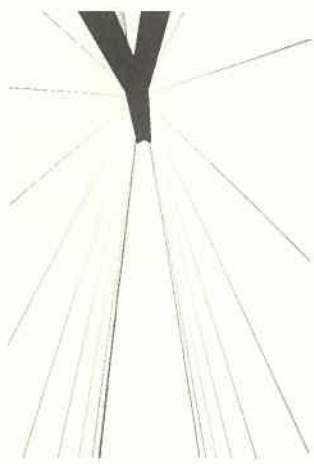
本書では、分権後の自治体における仕事の変化について、そのあり方の理念と分権後に対応するための事務点検作業の手がかりという、言わば分権の具体的対応の入口が示されているに留まり、ゴールまでの行程とその課題、特に政策的視点に立った方向性を示すことまでは踏込んでいない。こ

れは、自治事務について「法令に違反しない限り」条例制定権が認められるが、その個々の法令でいかなる定めがなされるかが把握できないこの時期においては、条例制定権の範囲が明らかでないことからの帰結だとも思われる。国の地方分権推進計画の進捗に合せ、各職場でのフォローが必要となる。

また、ケーススタディにおいて、分権による自治拡大に伴う事務増大への対応手法として、都市計画担当課の統合・執行体制の総合化など具体的な方向性の提示も見受けられるが、市民参加の手法や内なる分権推進のための行政区と本庁の機能分担、また、従前の縦割り行政から脱した地域の総合的な行政の推進などの重要な問題が、課題として頭出しはされているものの、本書の射程外として今後の検討に委ねられている。

いわゆる「川崎方式」という先駆的な取り組みの積み重ねを行ってきた本市の経験を生かし、自主性・自立性に富んだ自治体施策の展開を視点として、市民から見える成果を実現できる分権型行政スタイルの具体像を固めていく作業が本書の次のステップになろう。

(公人社 定価八〇〇円)



高杉良の 経済小説にみる 川崎臨海部

経済局産業振興部
産業振興課 中村 健

◆はじめに

高杉良という小説家を「ご存じだろうか」。

高杉良は、一九三九年東京に生まれ、化学業界専門紙の編集部長をしていたが、急性肝炎にかかって仕事を休んでいたときに、知り合いの編集者に勧められ、「虚構の城」を書いた。以後、高杉は、燃えるような理想とロマンを掲げて事業に生きる企業経営者、あるいは企業という組織の中で、悩み、苦しみ、悶える中間管理職、特に良識派ミドルに焦点をあて、精力的に作品を発表している。

そのような高杉の小説には、川崎臨海部がよく登場している。ここでは、高杉の次の二つの小説の中から、川崎臨海部が描かれている場面を見てみよう。

◆「炎の経営者」

この小説は、(株)日本触媒の社長である故・八谷(やたがい) 泰造氏を描いた実名小説である。大阪で無水フタル酸を製造する中小企業を経営していた主人公が、工場の爆発により、すべてを失ったにも関わらず、不屈の闘志で、三菱・三井系大企業も成し得なかった石油化学プラントの国産



化を日本で最初に実現させ、最後は社長室で執務中に壮絶な死を遂げるというこの物語は、事業に殉じた男のロマンをあますことなく伝えている。

昭和三年、当時の先進国欧米で、急速に需要が伸びていた合成繊維や合成樹脂の原料となるエチレンオキシートのパイロットプラントを、(株)日本触媒(当時の日本触媒化学工業)は、海外から技術導入することなく、独自の技術で完成させていた。

ちょうど、日本石油化学(株)が川崎臨海部第二層の千鳥町にコンビナートを形成する計画が通産省によって認可されていたことを耳にした八谷は、この地に進出することを決断し、土地払い下げの申請のため、川崎市役所を訪問した。がしかしすでに進出企業がほぼ決まりかけており、大阪の名前も聞いたことのない中小企業、しかも石油化学事業には始めて取り組む企業からの相談に、市の幹部が首を傾げたことも、止むを得ないことであった。

ようやく、八、〇〇坪の土地の払い下げを受け、建設工事に着手したのは、千鳥町に進出する七社の中で最後発であった。しかし、日本触媒化学工業にとっては文字どおり社運をかけた世紀の大事業に社員一丸となって取り組み、予定どおり昭和三四

年五月末に工場が完成したのは、同社だけであった。国産技術による初の石油化学工場の完成は、日本の化学業界によってエポックを画する快挙であった。

この日、八谷は川崎工場に着くなり、作業衣に着替えて、工場を見て回った。太陽を反射してキラキラ輝くタワー群を見上げたときの感動を、八谷は一生、忘れることはないであろう。

(みんな、よくやってくれた。ありがとう、ありがとう)

八谷は胸の中で何度もつぶやいた。

現在、(株)日本触媒は、資本金約一六五億円、従業員約二、二〇〇名の一部上場企業に成長し、千鳥町にある川崎製造所は、日本石油化学コンビナートを構成する中核メンバーとして、日本最大の酸化エチレン等を製造している。

◆「燃ゆるとき」

この小説は、「マルちゃん」でおなじみの東洋水産(株)の現会長・森和夫氏を描いた、やはり実名人の小説である。

昭和二八年築地魚市場の片隅の六坪のバラックから始まったこの会社は、最初は、築地で仕入れたマグロを川崎の作業場で、輸出用冷凍マグロとして加工していた水産

会社であった。しかし、時代のニーズを先取りして出世魚のように業態を変化させていく。

その出世に川崎臨海部は深く関わっている。

まず、昭和三〇年、五〇〇坪の川崎市有地の上にあった、小知利冷蔵が保有する川崎大師の冷蔵庫を買い取り、事業を拡張していく。冷蔵庫の前で、森が明るい顔で言う。

「臨海地帯の川崎に冷蔵庫を持ったことの意味は大きいと思うな。」

昭和三年六月には川崎工場で魚肉ハムとソーセージの生産を開始し、マグロ輸出メーカー專業から食品メーカーへと踏み出した。

その後、大手商社の横暴との戦い、マルちゃんブランドで大ヒットした即席麺に係る先発会社との特許係争など、多くの難問と格闘しつつ、資本金一八九億円、従業員数約二、〇〇〇人の日本人なら誰でも知っているような大企業に育て上げた。

現在、川崎臨海部第一層には、生麺・スープなどを製造している東洋水産(株)川崎工場が夜光に、第二工場が池上町に立地している。またマリエンへ行く途中、海底トンネルを出た右手に、「マルちゃん」の東扇島冷凍倉庫が見える。

◆おわりに

この二つの小説の他、昭和電工(株)の大分工場建設の際、化学コンビナートのコンビユータ完全制御に西期的業績を残し、中国との技術交流に心血を注ぎながら、糖尿病だけでなく白血病にも襲われ、四五歳の若さでこの世を去った垣下怜(小説の中では

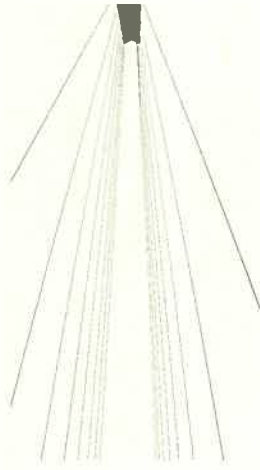


柿崎仁)の生きざまを描いた、何度読んでも胸が熱くなる小説『生命燃ゆ』には、川崎臨海部第二層の扇町にある昭和電工(株)川崎工場がよく出てくる。昭和電工(株)では、この小説を新入社員全員に読ませて大きな感動を呼んでいると聞く。また、中国語にも翻訳され、中国の読者をも酔わせている。

高杉の様々な小説の舞台となり、高度成長期には我が国の産業の拠点であった川崎臨海部も、日本の産業構造自体がサービス経済化する中で、次第に影が薄くなり、また高杉自身も小説の舞台を、製造業から、証券会社のM.O.F.担を描いた『小説新巨大証券』を発表するなど金融・サービス業へと移ってきている。

近年、川崎臨海部は、大規模工場の設備の集約化による遊休地の出現などその再編整備が大きな政策課題の一つとなっている。しかし、この地域には、各企業の中核工場あるいは研究開発の拠点が数多く立地しており、また、背後地となる市内陸部には高い技術・技能を有する中小企業が広く厚く集積していることから、その潜在的なポテンシャルは決して低くない。

二一世紀に向けて、環境にも配慮しながら、再び高杉の小説の舞台となるような、日本のみならず世界の産業の拠点となるような川崎臨海部を再び作り上げていくことが、私たちに課せられた課題といえる。



川崎市政日誌

(一九九七年七月～十二月)

(川崎市地方自治研修センター編)

七月二日

パナマ船籍の大型タンカー「ダイヤモンドグレース」が東京湾横浜港沖で浅瀬に抵触し、約一五〇キロリットルの原油が流出。同夜、川崎航路は閉鎖さる。

七月五日

水・緑・人のつながるまちづくりを考える「平瀬川上流七夕サミット」開催(平瀬川流域まちづくり協議会・主催)

七月八日

地方分権推進委員会(諸井慶・委員長)が第二次勧告を橋本首相に提出。高橋清・市長は、「指定都市への都市計画に権限委譲が示されたことなどは評価できるが、国と地方の税源配分が中期的な検討課題とされたのは自治体の期待に反する」とコメントす。

七月九日

環境三条例(公害防止条例、環境影響評価、自然環境保全条例)の改正検討作業に着手している川崎市に対し、川崎公害裁判の原告団・支援者が見直し作業についての要望書を提出。

七月二一―三十一日

「コルチャック先生展」開催(市国際交流センター)。

七月十五日

市は市の審議会への女性参加率を発表。前年比一・九ポイント増の二二・七%となったが、女性を含まない審議会数は前年と同じ三六にとどまる。

七月二三日

市は災害に強い街づくり推進のため、全国初の「木造住宅耐震補強金物支給制度」、「木造住宅耐震診断助成金交付制度」(昭和五六年以前の木造住宅対象)を九月一日より実施を決定。

七月二四―二五日

慢性的な道路混雑が続く東扇島・千鳥地区に通勤する従業員を対象とした初の時差通勤実験実施(三七社、二四〇〇人参加)。

七月二九日

自治省が「普通交付税大綱」を閣議に報告。川崎市は一四年振りに交付団体に転じる。

七月三〇日

市は一九九六年度の一般会計、特別会計の決算見込額を発表。一般会計は、政令都市移行後初めて前年度決算額を下回る。

七月三十一日

総会屋への不正利益供与をめぐり大蔵省から行政処分を受けた第一勧業銀行と野村証券に対し、県、横浜・川崎市は、県債・市債の引き受け団体からの除外措置の年末までの継続を決定。

八月六日

市は市長付属機関の審議会や協議会の委員公募の実施指針をまとめる。九八年初頭に第一回の委員公募実施の予定。

八月九日

起業家をソフト面から支援する「起業支援セミナー・フォローアップセミナー」(川崎市商工会議所主催)開催。

八月二二日

市は文化行政基本指針「文化マスタープラン」の具体化を図るため「市文化行政推進懇談会」を設置。

八月二八日

市は保育園入所希望待機児童を四年間でゼロにする「保育待機児童の緊急解消計画」を発表。

八月二九日

小田急線・新百合ヶ丘駅前複合型百貨店「新百合ヶ丘ビブレ」(店舗面積約二万五、〇〇〇㎡)が開業す。

九月一日

防災の日。南関東地域直下型大地震発生という想定のもと、「本部審議訓練」(多摩区役所)、「中央会場訓練」(富士見公園)が実施さる。

市は経済空洞化対策の一環として創業者を資金面でサポートする「創業者支援資金融資制度」を開始す。

九月二日

一九九六年に総務庁が実施した事業所統計調査のうち市内状況をまとめた速報値が発表さる。市内事業所は前回調査(九一年)時より〇・七%減少し、四七年の

調査開始以来初の減少を記録。

九月四日

市人事委員会は九七年度大学卒職員採用試験の結果を発表。一般行政職の「事務職」に外国籍三人の合格を確認。政令指定都市の一般行政事務職に外国籍職員が採用されたのは初めて。

九月一二日

溝の口駅前再開発ビル「ノクティ」がオープン。同ビル内には、高津市民館、行政サービスコーナーも収容。

九月二六日

市は、総会屋への不正利益供与事件に関連し、大和証券と日興証券両社を、一〇月発行の市場公募地方債の引受枠からの除外を決定す。

九月二八日

ダイオキシン削減に向けての市民集会在高津市民館で開催（川崎・こみを考える市民連絡会）主催。

九月二九日

「北部地域医療施設整備構想策定委員会」が多摩区宿河原に建設予定の「北部病院」の運営形態として委託方式を支持する最終答申を提出。

九月三〇日

審議会などの会議を原則公開とする「審議会等の会議公開に関する指針」まとめ（一〇月一日施行）。

川崎市文化賞、社会功労賞、スポーツ賞の各受賞者六人・一団体が発表さる。

一〇月一日

県農協合併基本構想に基づき、川崎市内の四農協が合併して「セレサ川崎農協」が発足（資金量は全国二位）。

一〇月五日

川崎市外国人市民代表者会議「まちづくり」部会において、一カ国語による生活情報冊子の作成を決定。

一〇月八日

防災対策に女性の視点を生かすため、公募の委員も含めた「女性の目から考える防災問題懇談会」の設立を決定。

一〇月一二日

川崎市長選挙の告示。

川崎区の通称「セメント通り」入り口に新アーチが完成し、第四回川崎コリア祭で記念式典。

一〇月一三日

会議公開指針に基づく公開第一号として、都市景観審議会を公開（傍聴者はゼロ）。

一〇月一五日

川崎競馬場が全国の公営競馬場に先駆けて出馬情報をインターネットで提供する「川崎データバドック」を開始。

一〇月一八日

消費者行政センター、食品に関する情報をまとめた「食の情報ナウ」を発刊（四半期ごとに二〇〇部発行を予定）。

一〇月二〇日

首都機能移転計画の一環として、労働省の特殊法人「労働福祉事業団」本部が東

京都千代田区から川崎市幸区に移転。

一〇月二三日

第二〇四次川崎公害訴訟が提訴から一四年ぶりに結審（横浜地裁川崎支部）。

一〇月二六日

川崎市長選挙実施（投票率、三五・八二％）。高橋清氏が三選を果たす。

一〇月二九日

神奈川、千葉、東京、川崎、木更津が東京湾横断道路（東京湾アクアライン）の行政境界に関する協定を結ぶ。

一〇月三〇日

市経済局、新しい産業の創出と中小企業の活性化を目指す「かわさき二一産業戦略・アクションプログラム」を公表。

市の発表により、前年度の川崎市職員給与が大坂に次いで二位（ラスパイルズ指数一〇六・六）、人件費率は政令市首位（二四・七％）であることが判明。

一〇月三〇日

高橋清市長、市役所に初登庁し公務を再開。市長、クロアチア・リエカ市とオーストリア・ザルツブルク市の親善訪問の中止を決定。

一一月一日

市交通局、市バスの時刻表のファック・サービスを開始。

一一月一日

第二〇回かわさき市民祭り始まる（三日）。一九自治体から三〇〇店の出店、外国人市民との交流も。

一一月二日

川崎市国際交流センターで囲連「こどもの権利条約」をもとに話し合う「こどもの権利条約フォーラム」開催（三日）。

一一月五日

「従軍慰安婦」問題をテーマに神奈川人権センター主催の国際シンポジウム（エポックなかはら）。

一一月九日

川崎区大師公園でホームレスに対する理解を深めるための「野宿の仲間の秋祭り」を開催（ボランティア団体「川崎水曜パトロールの会」主催）。

一一月一一日

アスベスト対策推進協議会、第二次アスベスト使用建築物調査の結果を発表。福祉センター体育館など、新たに五施設での使用が判明。

一一月一三日

市内の優れた技能・技術者五人を第一回「かわさきマイスター」に認定。

一一月一四日

川崎高速縦貫道第一期工事の完成予定期日を平成一一年度末から平成一四年度末に変更する議案の提出を決定。

一一月一四日

市財政問題検討委員会、一九九八年度以降五年間の累積赤字を二二〇億円と算定。

一一月一四日

市廃棄物対策審議会、ペットボトル販売業者と市の分別収集により全市で排出量の二四％を回収する「川崎PET二二二プラン」などを含む答申を提出。

川崎市児童福祉審議会、育児相談に応じる「子育てヘルパー」育成や情報提供などを行う「地域子育て支援センター」などの施策を答申。

川崎市男女平等推進協議会、「かわさき男女平等推進プラン」(一九九四年～二〇〇〇年度)の第二期実施計画の策定に際し、市立学校の男女混合名簿の実施や男女平等推進モデル校の設置など九つの重点目標を提言。

政令指定都市九市で職員の健康保険料の自治体負担が厚生省基準を大幅に上回る事が判明(川崎市は九六年度一七億円、九七年度一四億円の超過)。

二月十七日
局長級・部長級の管理職を対象にリクルート事件以来の倫理研修を実施。

二月十八日
市統計情報課が市内の年齢別人口統計を発表(二月一日現在で市人口は二二万七三九人)。

二月十九日
第三八回都県市首脳会議(首都圏サミット)が千葉市で開催。「地球温暖化防止」と「地方分権推進」の二大アヒールを採択。

二月二十一日
国の文化財保護審議会の答申で、「二ヶ領用水久地門簡分水」が文化財登録が決まる(市内初)。

かわさき市民オンブズマンの調べで、市職員厚生会に市が年間約二億円の補助金を出していることが判明。

二月二十二日

東京湾アクアラインの完成を記念して神奈川県などの主催による一般公開イベント開催(二十五日)。約二万六、〇〇〇人が訪れる。

二月二十四日

東京湾アクアラインを舞台に「東京湾横断ハーフマラソン」が開催され、市民ランナー約一万人が参加。

二月二十六日

ものづくり活性化事業補助金の説明会に市の予想を上回る七〇人が出席。

市環境局が温暖化と川崎市を囲む海面の関係に関するシミュレーション結果を公表。

二月二十七日

市財政問題検討委員会が中間報告「転換期を迎えた川崎市財政のあり方について」を市長に提出。数値目標には触れず、①行財政一体となった改革の推進、②事務・事業の見直し、③重点的・優先的な事業選択、④市債発行の抑制、を挙げる。

川崎の「京浜協同劇団」が横浜の「かながわ・女のスペーススミズミ」とともに第二回横浜弁護士会人権賞を受賞。

二月三十日

川崎市最後の名画座「川崎国際劇場」の取り壊しを前に、ドキュメンタリー映画「在日」が特別上映される。

川崎市外国人市民会議、高津市民館で一般の外国人や日本の市民から意見を聞く「オープン会議」を実施。年金向上、留学生宿舍、学童保育の充実などの要望。

二月一日

高津区総合教育センターで市の友好姉妹都市の教育代表団による「国際教育交流シンポジウム」開催(二日)。

二月二日

高速川崎縦貫道二期計画(構想中)について、同構想の実施が遅れる見通し。

川崎市と千葉県木更津市の間で東京湾アクアラインの消防受け持ち区域や出動態勢などに関する「東京湾アクアライン消防相互援助協定」を締結。

二月三日

サッカーのワールドカップ・フランス大会への出場を決めたJリーグ・ヴェルディ川崎の三選手が市長を表敬訪問。

二月五日

東京湾アクアラインのトンネル内で大規模追突事故を想定した総合防災訓練。

二月七日

大規模災害時に市民らが消防署の活動を側面から支援する「消防ボランティア」の発足。

二月八日

「民族差別と闘う神奈川連絡協議会」、市に対して外国人市民の人権政策に関する要望書を提出。

二月十一日

川崎市環境影響評価(アセスメント)条例の見直しに向けて、環境影響評価部会の第一回会合。

市民局、地域コミュニティFM放送局

「かわさき市民放送」に対する平成九年度の委託放送料を昨年度比四倍増の八五〇万円とすることを公表。

二月十二日

川崎浮島ジャンクションの完成式。

二月十五日

伊藤三郎前市長(二月十六日、死去)の市民葬に二五〇〇人が参列。

二月十八日

東京湾アクアライン開通。「マリニエキスプレス」の川崎―木更津航路、廃止。

二月二十二日

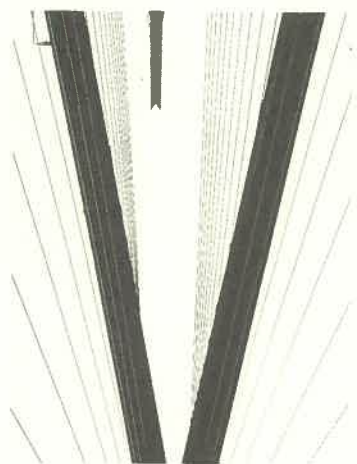
相次ぐ住民票の虚偽転入・転出届に関し、被疑者不詳のまま市が県警に告発。

二月二十三日

川崎区の市道拡張に伴い、不動産業者に立ち退き借地の七倍の価格、二三倍の面積の代替地を払い下げたことが判明。

二月二十四日

県知事、横浜・川崎両市長による第二十三回三首脳懇談会が高津区で開催。京浜臨海部の活性化に関し五つの指針を提示。



忍び寄る 財政破綻

健康福祉局 参事
川崎市社会福祉事業団 派遣

大久保智之

1 驚異的な国・地方の 長期債務残高

政府は、昨年末に財政構造改革法を適用した初の予算案を決定しました。この予算案は一般歳出を昨年比一・三%減額したほか、赤字国債の新規発行額を昨年より減額して七兆一、三〇〇億円にするなど財政構造改革路線を辛うじて維持した形となっています。

しかし、二〇〇三年度に赤字国債の新規発行をゼロにするための目標となる毎年度一兆二、五〇〇億円の特例公債の減額は、わずかに三、四〇〇億円にとどまっています。スタート時から財政改革がつかずいたといえます。

また、金融システム安定策として三〇兆円を備えることとしましたが、その財源を政府保証と国債で賄うことにより、将来的な債務の負担を約束してしまいました。さらに、二月以降に実施される特別減税も大

部分は国債が財源となります。いずれにしても、これでは二〇〇三年度赤字国債新規発行ゼロの目標は覆んでしまい、反対に長期債務残高をますます膨らませて、今後の財政改革をきわめて困難なものにしていきます。

わが国は戦後、苦しい財政をやり繰りして二〇年間均衡財政に努めました。戦後初の長期国債は、昭和四〇年度に赤字国債として発行されましたが、翌年度以降は建設国債に切替えられ、インフラの整備・関連産業資本の高度蓄積など、それなりに大きな役割を果たしてきました。

しかし、第一次石油ショック後の不況により財政が悪化し、昭和五〇年度補正予算で本格的に赤字国債が発行されました。そして、それ以降、国債依存度は急速に高まり、平成九年度末の発行残高はついに二五兆円という膨大なものとなってしまいました。

国債は「確定利付有価証券」ですから、発行残高が巨額になりますと、歳出中に占める国債費（元利償還額）が新たな公債金収入（発行額）を上回ってしまい、危機的な状況に陥ります。そして、その「危機的な状況」はすでに現実のものとなっているのです。

九・十年度各一般会計（当初予算）の当該各項目は、

	公債金歳入	国債費
九年度	一六兆七千億円	一六兆千億円
十年度	一五兆六千億円	一七兆千億円

となっており、また国債費と公債金歳入との差額も年々増大しています。このようになる、あらたな借金をして借入金の返済をしても追いつきません。サラ金の多重債

務者と同じで、まさに自転車操業的な財政運営を強いられているのです。

国の長期債務は以上の国債だけではありません。このほかに、出資国債・交付国債があり、国有林野特別会計など様々な特別会計借入金もあります。さらに、地方自治体の借入金や上記に分類されないその他の借入金、いわゆる「隠れ借金」を合計すると、第1表のようにその総額は九年度末で五二・二兆円という天文学的数字となります（いずれも当初予算ベースです。なお、以上の数値は平成九年二月発表のもので、その後の補正等で変動しています）。

「隠れ借金」とは、一般会計から特別会計への歳出が義務づけられている支出を先延ばししたり、特別会計から借り入れたりを、見かけ上の歳出を抑制するものです。ですから将来、一般会計は必ずこれらの経費を全額予算化しなければならず、それが借金として残るものです。第2表はその「隠れ借金」の内訳と九年度末見込み残高です。

国の「隠れ借金」はまだあります。政府は、国債の償還財源として国債整理基金特別会計に毎年度、前年度期首国債残高の一・六%を積立てなければならぬのですが、財源不足を理由にそれを何度となく停止しています（最近では七年度予算で三兆二、〇〇〇億円）。この累計額も「隠れ借金」といえます。

このほかにも、財政投融资資金として日本道路公団・住宅都市整備公団など五七財投機関に貸付けられた累計残高は八年度末で三七七兆円（このうち国鉄清算事業団の債務は返済不可能として、第2表のとおり国が引き継ぎました。）といわれています

が、その詳しい実態は明らかにされていません。したがって本稿では、国債整理基金特会や財投融资残高については、国等の長期債務から除外してあります。

さて、政府経見通しによる平成九年度のわが国の国内総生産（GDP）は、五一兆円とされているので、国・地方の長期債務残高は、それを上回ってしまっています。

長い間「双子の赤字」に悩まされていたアメリカでさえ長期債務残高の対GDP比見込みは、六三・八%です。一方、ヨーロッパでは、欧州連合通貨統合の参加条件が六〇%以内と規定されており、原則的にこの条件を満たさなければこれへの参加できません。したがって、各国では現在、強力な財政改革を推し進めており、第3表のように参加条件の上限に近づきつつあります。

2 一五七兆九、〇〇〇億円

平成一〇年度国債発行予定額

昨年末、大蔵省は平成一〇年度国債発行計画を五七兆九、〇〇〇億円としました。来年度の国債発行額は一五兆六、〇〇〇億円ではないかと考える方もいらっしゃると思いますが、それは一〇年度の新規発行額だけなのです。残りの四二兆三、〇〇〇億円は借換債分です。

長期国債は満期が到来すると当然償還されるのですが、しかし、例えば一〇年債もその六〇分の五〇の割合に匹敵する借換債が新たに発行され、さらに一〇年後はその六〇分の五〇が借り換えされるということを繰り返します。ですから今年度発行された国債が全額完全に償還されるのは六〇年後となります。今年生まれた子どもが

成長して、企業や官庁に就職し、六〇歳で定年退職ならばその時ですから、なんともしる大な話です。

3 財政錯覚

わが国の推定人口は、九年末でおよそ一億二、五九九万人ですから、長期債務残高五二・二兆円を国民一人当たり均すと四一・三万四となり。四人家族の家庭ではなんと一、六五〇万円です。これだけの借金を各個人が直接負っていたら、その負担はたいへんなものですが国家等のそれだといま一つピンときません。ほとんどの人が他人事と思っています。

天文学的ともいえる膨大な国債等の元金とその利子は、わたし達や子ども達、そしてその孫達にも決して猶予をせずに返済を迫ってきます。それは大増税や各種年金、保険等掛け金の増額など様々な形になって現れてきて、わたし達は日本国民である以上その負担を免れ得ないのです。

このように将来的には必ず負担となるにもかかわらず、それを実感せず負担と受け止めないことを「財政錯覚」といいます。財政錯覚のおそろしさがここにあります。国の借金は、つまりは「国債」という名前を借りた税の一形態であること（これを「等価定理」といいます。）を、わたし達は認識する必要があります。

二月以降に景気対策の一環として実施される二兆円の特別減税は、だれにとっても嬉しく喜ばしいことですが、しかし、その財源のほとんどは赤字国債ですから、結局はその元金と利子をわたし達自身が後で負担しなければならぬのです。

これを例えてみれば、親が借金してその子どもに小遣いを与えるようなもので、いつかはその借金と利子を支払わなければなりません。この場合、親が亡くなったとき、子どもは負の遺産は相続しなくても済みますが、国家对国民はそうはいきません。最後は必ず国民が負担しなければならぬのです。

わたし達がトクをした気分の二兆円減税も財政錯覚の一つです。

4 財政赤字の行き着くところ

財政赤字が増大し、公債が大量に発行されると民間資金は公債に吸収されて、資金不足となります。このため、金利は上昇し、設備投資が抑制（クラウディング・アウト）されて供給サイドに影響を与えます。そうなりますと景気は悪化し、税収不足になり、財政赤字はさらに悪化するという経済循環があります。

幸いなことに、わが国ではこれまで一、二〇〇兆円といわれる豊かな貯蓄が膨大な国債を吸収してきましたが、長引く不況や高齢化の進展により貯蓄率は下がっています。民間資金が膨大な国債発行を吸収できなくなったとき、金利の上昇とクラウディング・アウトは現実となります。

膨大な財政赤字は、また財政政策に対する内外の信用も失わせます。九四年七月、スウェーデン政府は、国内最大の生命保険会社から巨額の財政赤字を理由に国債の引受けを拒否されました。このため債券価格は暴落し通貨クローナも急落しました。カナダでも放漫財政で連邦債の格付けが下がり、高金利でなければ市場で資金を調達す

ることができませんでした。

先進各国首脳は、市場が国の力を評価する時代であることを知り、強力な財政改革に乗り出しています。欧州では通貨統合の理由もあり、それは徹底して行われていきます。

わが国でも現状を放置すれば、遠からずスウェーデンのように市場から国債の引受けを拒否される事態もでてきます。そのとき、円の相場は暴落し、物価は急騰して大混乱が起こることでしょう。

昨年一月、東京外国為替市場で円が一時的、一ドル一・二八円に急落しました。これは山一証券等・北海道拓殖銀行等の経営破綻とそれによる株価の下落、そして日本の金融システムにする不安感の高まりのためでした。また同一一月の国際収支状況は、海外投資家による日本株売却が大幅に増加したことなどにより三兆五、〇〇〇億円を超える資本流出超過となりました。日本経済への信頼感の低下により激しい「日本売り」があつたのです。山一証券・北海道拓殖銀行など金融機関の経営破綻でさえ、このような結果をもたらすということをわたし達は如実に知りました。

5 忍び寄る財政破綻

高齢化が急速に進行するわが国は、二〇一五年に六五歳以上の高齢者が国民の四人に一人を占めると予測されています。

高齢化の進展に伴って、医療・社会保障・福祉など様々な分野で各費用も急増しています。加えて長引く不況の影響を受けて賃金の低迷による各保険料収入の伸び悩みも重なって、各種保険年金会計も構造的

な赤字に陥っています。

平成五年度の公的年金・医療費・生活保護費などの社会保障給付費は六四兆七、〇〇〇億円余で対前年比七・七％増、国民所得に対する給付総額の比率も一七・七％となり、いずれも過去最高を更新しています。高齢化の加速で年金受給者・老人医療費等が大幅に増加したことが原因です。また、社会保障給付費の伸び率（毎年六・七％）も国民所得の伸び率（平成四年度以降は二％未満）を上回っています。

厚生省は、二〇二五年には
①医療費は一四・二兆円（平成五年度は二四兆六、〇〇〇億円）で国民所得の約二〇％に達する。

②政府管掌健康保険は保険料が最大で標準報酬の二・三・五％で現在の三倍ちかくまで上昇する。

③厚生年金の保険料は現在の一七・三％から二九・八％に上昇する。

と推計しており、これだけでも国家財政は破綻します（もちろん、わたし達の家計も破綻です）。

「国民負担率」とは、税金と保険料の合計が国民所得に対してどのくらいの割合を示すものですが、平成五年度のわが国では、三七・七％でした。同年十月の臨時行政改革推進協議会の答申では「高齢化のピーク時（二〇二〇年頃）においてこれを五〇％以下に抑制する」としていますが、以上の推計などから五〇％以下など到底不可能でしょう。

さらに、現在の国民負担率は膨大な財政赤字をカウントしておらず、みかけの上で相当低くなっており、平成八年七月の財制度審議会でもこの点を指摘しました。

第3表 主要国長期債務残高の対GDP比見通し(9年度末)

国名	対GDP比
日本	101.0%
アメリカ	63.8%
イギリス	62.0%
ドイツ	65.7%

新聞記事から作成

第4表 財政構造改革の主な内容

- ①財政構造改革の当面の目標は、2003年とする。
- ②今世紀中の3年間は「集中改革期間」とする。
- ③当面の平成10年度予算においては、政策経費である一般歳出を対9年度比マイナスとする。
- ④あらゆる長期計画(公共投資基本計画等)について、その大幅な削減を行う。歳出をとまなう新たな長期計画は作成しない。
- ⑤国民負担率(財政赤字を含む)が50%を超えない財政運営を行う。

項目	10年度	集中改革期間
社会保障関係費	約8000億円超の当然増について5000億円を上回る削減を行う。	対前年度伸び率を高年齢者の増によるやむをえない影響分(全体の2%以下)に抑制する。
公共投資予算	対9年度比7%マイナスの額を上回らないこととする。	各年度、その水準を引き下げる。
文教予算	国立学校特会へ繰り入れ	対前年度同額以下に抑制する。
	私学助成	
地方財政計画一般歳出	対9年度比マイナスとする。	再建目標期間を通じた地方一般歳出の伸び率について国と同一基調で抑制を図り、名目成長率以下とする。
補助金		毎年度各省庁ごとにその1割を削減する。

『図説日本の財政』から

第1表 我が国の長期債務残高の見込み

債務等の種類	8年度末残高	9年度末残高	差引増加
国の長期債務 ()内は国債	321兆円 (241兆円)	344兆円 (254兆円)	23兆円 (13兆円)
地方の長期債務	138兆円	147兆円	9兆円
国地方の重複分※	△14兆円	△15兆円	△1兆円
その他借入金	43兆円	45兆円	2兆円
合計	488兆円	521兆円	33兆円

※交付税特別会計借入金の地方負担分による重複分 大蔵省資料(9年2月公表)等から作成

第2表 その他借入金=今後処理を要する措置として大蔵省がまとめた『隠れ借金』(9年度末見込み)

項目	金額	
後年度の返済額が法律で明記されている措置	地方財政対策の改革による交付税特別会計借入金	4兆879億円
	地方財政対策に伴う後年度負担	7兆1498億円
	国鉄・清算事業団から引き継いだ債務の償還の延期	6915億円
	小計	11兆9292億円
その他の措置	政府管掌健保の国庫補助の繰り入りの繰り延べ	5596億円
	政府管掌健保の棚上げ債務	1兆4792億円
	国民年金特別会計への国庫負担金繰り入れ加算の延期	4454億円
	厚生年金の国庫負担の繰り延べ	1兆9350億円
	雇用保険の国庫負担の繰り延べ	6000億円
	自賠責特別会計からの借り入れ	9656億円
	小計	5兆4448億円
国鉄清算事業団長期債務	28兆円	
総計	45兆3740億円	

『図説日本の財政』から

国民負担率に財政赤字を加えた潜在的な国民負担率は、現状の財政赤字が放置された場合、二〇二五年には七三・四%に達すると予測されています(経済審議会構造改革推進部会における経済企画の推計)。これではわたし達の収入の七割以上が税金と保険料で消えてしまうことになり、家計も完全に破綻してしまいます。

以上のように財政改革が進まないまま現状が放置された場合、社会保障関係費に限っても国家財政とわたし達の家計が破綻するシナリオとなってしまうますが、それでは今後、膨大な長期債務はどのようになるのでしょうか。

二〇二五年にまでにわが国の経済・財政政策に大きな変更がないこと、また過去の高度経済成長のデータなどから予測すると、現在の累積債務は『三、六三八兆円』に膨張するという予測もあります(大和総研の試算)。この予測は過去の高度経済成長のデータなども盛り込まれたものですから、実際にはもっと早期に悪化する可能性があることもつけ加えられています。

大蔵省でも八年一月、今後の財政収支の状況を「中期的な財政事情に関する仮定計算例」として発表しました。それにより、今後公債削減を行わないで各年度、歳出・歳入のギャップをすべて公債発行により賄うと仮定すると、二〇〇六年度の国債発行残高は、四八二兆四、〇

〇億円になると予測しています。九年度末のおよそ一・九倍ですから、二〇〇六年度の長期債務総額を単純計算しても、その残高はおよそ一、〇〇〇兆円になります。

財政破綻は、もうすぐそこまで及び寄っています。そして、それは国家の信用失墜という形で突然現れることもすでに述べたとおりです。橋本首相は、「景気対策に柔軟に取り組み必要がある」として、昨年一月に成立させた財政構造改革法を早くも改正し、目標年次の延期を検討していることが報道されています(二月三日付)が、たいへん気にかかることです。

6 わたし達の対応

自治体職員はこれからなにをすべきか

このような膨大な長期債務に対して、政府は今に至るまでまったく放置していたわけではありません。歳出を削減して財政を建て直す努力が幾度となく試みられました。地方自治体に対する国庫支出金・補助金の削減もその一つで、昭和六〇年度以降、次のように実施されてきました。

○生活保護費の負担割合

国一〇分の八、自治体一〇分の二
↓国四分の三、自治体四分の一

○国道改築補助一般事業補助率

四分の三、一分の五・五
↓一分の二、二分の一

○一級河川改修補助事業

三分の二、二分の一
↓一分の八、二分の一

○児童保護措置費関係負担金、老人保護措置費負担金

○精神薄弱者救済措置費負担金、身体障害者更生援護措置費負担金

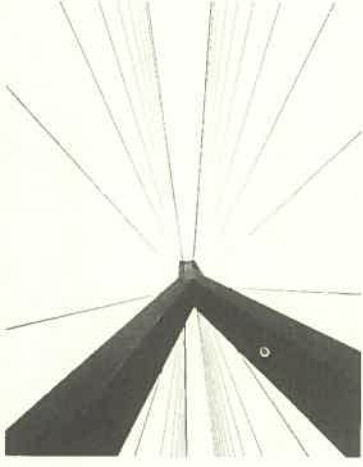
一〇分の八→一〇分の五

国はこれら補助率の引下げに伴う代替え措置として、自治体の起債充当率を引き上げたり、起債事業の対象を拡大させるなどして起債枠を緩和したりしたため、こんどは地方の債務残高も上昇（この措置だけで借り入れが増加したわけではありませんが。）させる結果となつてしまいました。

「地方分権の推進に関する答申（平成六年十一月）」の中でも国庫補助金等の「整理合理化」が明記されており、「地方分権」が国の財政改革の一環であることを物語っています。

さて、歴代の内閣が実現できなかったこの改革を、橋本首相は「火だるま」になつて成し遂げると公約し、昨年「財政構造改革法」を成立させました。

主な内容は第4表のとおりですが、一〇年度予算にその一部が反映されていることは冒頭で述べました。財政改革の実施は、一義には歳出の抑制ですから、これから財政改革が強力に押し進められるにつれて、わたし達自治体の職員は、今まで想像もできないほど厳しい財政運営を強いられることとなります。



投稿②

青年海外協力隊の 現地視察を終えて

市民局青少年育成課 主査

猪瀬 敦

1―はじめに

平成九年七月末から八月月上旬にかけて約二週間、国際協力事業団の委嘱を受け、青年海外協力隊の現地活動状況を視察するため、横浜市、北九州市、それに国際協力事業団の職員とともに、インドネシアとマレーシアを訪問した。

自治体職員による現地活動調査は今まで都道府県レベルでは行われていたが、今回初めて政令指定都市が加わった。青年海外協力隊の現地活動調査が政令指定都市にまで広げられた一番大きな理由は、協力隊の事業についてのいっそうの理解と積極的な協力をより多くの自治体から得たいとの意向があったものと思われる。

本稿では、青年海外協力隊の現地活動状況について報告するとともに、青年海外協力隊への職員参加を新たな海外派遣研修としてどうかと提案したい。

2―青年海外協力隊事業

青年海外協力隊事業は昭和四〇年に日本の政府事業として発足した。昨年五月末までに六三カ国（アジア、アフリカ、中近東、中南米、大洋州、欧州）へ計一六、九四五名が派遣され、現在は五六カ国に二千三百名ほどが派遣されている。

任期は二年、二〇歳から三九歳までの青年が対象である。派遣にあたってはまず最初、日本政府と相手国政府との間で「青年海外協力隊員の派遣に関する取りきめ」が締結され、その取りきめにしたがい在外公館を通じて日本政府に協力隊員の公式要請がなされる。募集は春と秋の年二回行われ、二次試験に合格すると隊員候補生として約八〇日間の集団合宿訓練が行われる。その後、年三回にわたり派遣国政府の一員として任国へ赴任することになる。

協力隊活動の基本姿勢は、派遣された国の人々と共に生活し、働き、彼らの言葉を話し、相互理解しながら、彼らの自助努力を促進させる形で協力活動を展開していくことである。

3―現地活動視察報告

(1) インドネシア

インドネシアは東西五千キロにも及ぶ島嶼国である。この距離は北米大陸の幅に匹敵する。人口約二億人。現在七一名の隊員が活躍している。インドネシア政府は第六次五年計画の重要課題として「人的資源の資質を高め、国民社会の質的水準を引き上げる」ことを目標にしており、国際協力

事業団では身障者の社会参加協力、人材育成・職業訓練、村落地域の生活水準向上、教育・観光分野の振興、上水道の水質向上、スポーツ分野の指導、保健医療サービス

の向上を中心に協力をを行っている。インドネシアでは、青年海外協力隊員を特に「ジュニア・エキスパート」と呼んでいる。これはインドネシア政府が隊員をボランティアとしてではなく、一定の技術を持った専門家として受入れるという方針からである。

我々が視察したのは、ジャワ島ボゴールのチウンワナラ知的障害者施設、パンブアス孤児貧困者福祉施設、バンドンにある觀光高等専門学校、ウヤタグナ視覚障害者福祉施設。そしてスラウエシ島バル県に派遣されている村落総合開発チームであった。

隊員の生活はけっして豊かではない。一般の人の月収が月一〇万から二〇万ルピア（五千円から一万円）であるのに対して、公務員は五〇万から六〇万ルピア（三万円）が支給され、厚遇されている。インドネシアの隊員は日本の事務局から月に三二〇米ドルが現地生活費として支給されるので、ほぼ現地の公務員と同じ待遇は確保されているが、それ以上の余裕はない。住環境や衛生状態も良いとは言えない。視察した一部の施設に勤務している隊員は一軒屋に六名が間仕切りをして生活していた。飲み水は井戸水を使っていた。

(2) マレーシア

マレーシアはマレー半島の南半分とボルネオ島北部のサラワク州とサバ州を含めた一三州からなる連邦国家である。人口は一九五〇万人。一九八九年以来、九年連続

八%を越える経済成長率を遂げ、一人当たりのGNPも四千ドルを越えているため、すでに無償資金協力の対象国ではなく、「開発途上国の優等生」とか「援助卒業国」と言われている。現在、六四名の隊員が派遣されている。

マハティール首相の強力な指導のもと二〇〇年までに先進国化すること（ビジョン二〇二〇）をうたった一〇年計画「国家開発政策」（NDP）を策定。また、「東方政策」（ルック・イースト・ポリシー）にみられるように日本のよき理解者であり、戦後日本の経済成長に似た「日本型経済成長」をモデルに、マレイ系国民を教育して（プミプトラ政策）真の実力を備えようとしている。

マレイシアでは、はじめにサラワク州の福祉局を訪れたあと、障害児の早期療育センターとサマラン・リハビリテーションセンター、そして市内と郊外の村ベカンにあるPDKセンターを視察した。PDKとはマレイ語で地域リハビリテーションセンターの意味である。障害を持った子供たちの親が中心となって、地域の委員会を組織し、その委員会が施設の運営や管理を行っている。州政府は資金や人的な援助を行うのである。

最後に訪れたのは全寮制中等高等学校の本語クラスであった。東方政策の一環として、また工業技術を学ぶ第一歩として、若者への日本語教育が重視されているのである。

4 青年海外協力隊と地方自治体

青年海外協力隊事業は毎年派遣人数を増やしている。しかし、その一方で海外からの派遣要請はより専門的に、また多様化している。協力隊派遣取りきめ国からの派遣要請数に対する合格者数の割合（充足率）は職種間で大きな格差が生じている。平成六年度以降、全体では平均して六〇%以上の充足率を確保しているが、充足率五〇%以下の職種が二七職種あり、これらが「重点職種」と呼ばれている。特に保健医療、建築、農業土木、造園、スポーツの分野が五%未満と低くなっている。

このような職種は卒業を終えたばかりの青年よりは、むしろ実務経験を持った社会人に負うところが大い。そのため、近年では派遣条例を定める地方自治体やボランティア体制を導入する企業が増えており、国際協力事業団では「組織募集制度」を設置して、通常の募集方法とは別枠で社会人の積極的な採用に力を入れている。ちなみに、この制度による公務員の対象者は、「派遣法や派遣条例の適用を受け、現職を保持したまま協力隊に参加できる者」で、対象職種は農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツの七部門七一職種である。

川崎市でも昭和六三年三月に「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」（派遣条例）が制定され、四月から施行されている。川崎市で今まで派遣条例の適用を受け、青年海外協力隊に派遣された職員及び現在派遣中の職員は、市長部局二名（看護婦一、建築一）、水道局一名（電気）、教育委員会八名（小学校教師三、理科教師三、システムエンジニア・日本語教師各二）の計一一名である。

平成二年度以降、近年は二―三名が参加している。

5 新たな海外研修制度として

政府開発援助については事業の見直しや中止など様々な議論があるが、青年海外協力隊は「顔の見える国際貢献」として一定の評価を得ている。

一般企業では青年海外協力隊への参加を会社のイメージアップや社会貢献、また人材育成のために活用している。そのため現職参加制度を利用したり、独自の「ボランティア奨励制度」を制定しているところも増えているという。また、自治体でも青年海外協力隊への派遣や研修生の受入れを自治体の国際交流事業に取り込んでいるところも多い。

現在、地方自治体の国際交流は都市間交流が中心である。しかし今後、川崎を世界に発信していくためには、世界の都市を拠点とした「点の交流」からグローバルな国際協力・国際貢献へ向けた「面の交流」へと展開していかなければならないと考える。そのためには世界的なエリアで活動できる人材の育成と事業展開が必要である。今回の現地視察を終えて、地方自治体が青年海外協力隊の事業を通して国際協力に貢献できる部分が多分にあるのではないかと実感した。

そこで、私は青年海外協力隊への参加を「職員海外研修の実戦の場」としたらどうかと考えている。この青年海外協力隊派遣による海外研修のメリットは次のようなことである。

第一に、「組織募集制度」を利用するこ

とで、継続的な人員の派遣が可能であること。第二に、「現職参加制度」の適用により人件費の補填が行われ、財政的な負担が少ないこと。第三に、参加する職員も研修制度としての派遣であるため、職場の理解を得て、気兼ねなく参加できること。第四に、従来の学習・調査型の受動的な研修ではなく、自らの経験や技術を提供できる能動的な研修ができること。言葉を変えれば「教えてもらう研修」から「教えることによる研修」ということになる。そして第五に、川崎市が主体となって職員を派遣することから、職員を通じて自治体の国際協力が可能であり、世界的にも川崎市への評価が高められることである。

現在の海外派遣研修とは別に、職員が日常の業務の中で習得した専門的な知識や技術を国際的な実戦研修の場で提供することも重要な研修であると思う。その一つの方法として青年海外協力隊の事業を一考してみてもどうか。

- 参考文献・資料
- 1 「外交青書一九九七」外務省
 - 2 「我が国の政府開発援助ODA白書」上巻 財団法人国際協力推進協会
 - 3 「青年海外協力隊事業概要」国際協力事業団青年海外協力隊事務局
 - 4 「現職参加制度の案内」国際協力事業団青年海外協力隊事務局
 - 5 「青年海外協力隊組織募集制度のしおり」国際協力事業団青年海外協力隊事務局
 - 6 「マレイシアJICA活動概要」国際協力事業団マレイシア事務所

◇千葉眞著「ラディカル・デモクラシーの地平」という本に嵌まっています。曰く、「デモクラシーは、民衆（demos）の権力あるいは統治（kratos）であり、民衆に由来する権力ないしは統治によって構成されるべき政治体の理念を意味する。それゆえに民衆の自治のネットワークこそが、デモクラシーの根の営みであり、根元そのものである。デモクラシーの制度と手続きがいかに立派なものであっても、それがこの根元から隔離され逸脱されている場合には、名ばかりのデモクラシーに墮してしまふ」。中央から地方へ、官治から自治へと分権の大きな流れの中で、デモクラシーの根元をどう考えるのか。自治体を主軸としながら、市民生活の場としての地域から、民主主義の実践をどう作り上げて行くのかが問われているのだと思うのです。

（総合企画局企画部副主幹 太田 直）

◇今号の特集は専門性が強いが読んでうちに興味深く、自分の仕事との共通性を見いだした。自らの技術と技能を磨きさまざまな情報ネットワークをもとに着実に成果をあげてきたとのこと。その具体的な場面として「ものづくり共和国」という言葉にひかれた。ものづくりに携わる人達の情報交換の場づくりでは、共通の悩みや技術相談、さらにいくつかの技術が集まってくる。相乗効果を生かして新たな挑戦の機運が盛り上がったという。「人間」とは人と人との間と言われる。健康づくりも人とのかわりあいが必要である。行動するためには、健康づくりも必要になる。地域の中で個性を生かし、お互いの工夫を出し合っただけで刺激しあい、高め合いながらつくっていく健康

づくりをめざしたいと思っております。

（多摩区役所保健所健康課主査 小松重子）

○ボランティアを当たり前のこととして生活の一部に取り込んでいる若者は意外に多い。でも中高年はどうでしょうか。職場コミュニティにどっぷりつかると、多様な生き方には不慣れという方が多いのではないのでしょうか。「高齢社会を支えるのは高齢者」という日が到来するのも近いわけで、研修所でも個人の自主性、主体性を尊重しつつ、研修期間だけでなく、研修後も地域のなかでいきいきとボランティア活動ができ、市民性を高めていけるような仕掛けを考えています。まずは新任課長研修での導入を。市民としての自立が行政マンとしての自己をさらに豊かにしてくれることを信じて。

（総務局職員研修所副主幹 杉島洋子）

◇手の届くところまでやってきた「二世紀。川崎の経済と産業の今後における課題と方向性」は、グローバルネットワーク、ヒューマンネットワーク、環境調和型のまちづくり、分権型産業政策等々キーワードは多々あります。様々な視点から論ぜられる施策ではあります。長期不況、金融不安、産業の空洞化等の問題は今現在も避けて通れない問題でありますし、もちろん本市とも無関係ではありません。価値観の多様化ということが言われて久しい訳ですが、行政においても今までの価値観を思いきって見直し、新しい価値観を様々な角度から議論を深めながら構築していくことがこれからの施策に最も必要な事であると痛感しています。

（川崎市職員労働組合女性部長 田宮昌江）

◇季節の中で「春」が好きという人が、一番多いそうである。しかし、その春も以前と比べると何か短く感じられるのは、私だけだろうか。

寒さがいつまでも残り、逆に暑い夏が急激にやって来る、不安定な春。どこか難しい局面を迎えている日本経済を見ているような気がします。

気候温暖な春、雪が解け草木が一斉に芽吹き、巷では新しい門出を祝い、老いも若きも新たな気持ちでスタートする季節、それが、「春」と言うのなら、今回の特集も「二世紀に向けた「新しい川崎」を創出する産業の息吹きと新たな展開」という、まさに、春の匂いを感じられるものであると思っております。

今後、一つ一つの職場での政策研究が積み重ねられ、全庁的な政策研究に結実することを願ひ、本誌の役割に大きな期待をしております。

（財政局財政部財政課主幹 福田 修）

◇日本の産業を支えてきた京浜工業地帯の中心である川崎臨海部の空洞化が予想以上に早いテンポで進んでいます。

同じ課題を抱える東京都・品川区、大田区、神奈川県・横浜市、川崎市の関係自治体は、平成六年一月より共同して京浜臨海部再生の柱となる東海道貨物支線の旅客線化に向けて調査研究を始めて三年が経過しました。この取り組みは川崎市が音頭をとり事務局として、各自治体間の調整やシンポジウムの開催、臨時列車の運行等のイベントを実施してまいりました。平成九年度で調査も一定の方向が出され、平成一〇年度からは次期運輸政策審議会での同路線の位置づけに向け、組織を改組するとともに事務局を県にバトンタッチし、関係自治体により一層協力して取り組む予定となっております。

二一世紀の早い段階に、川崎臨海部の再生と東海道貨物支線の旅客線化が実現されればと思っております。

（まちづくり局鉄道整備室主幹 若林康男）

◇その時々々の状況による制約はあるとしても、市長選挙は四年に一度、市民による職員への勤務評定と考えています。今回は汚職事件を生み出したこの四年間の私たちの仕事ぶりに、厳しい批判を受けたと思っております。ともあれ、高橋市政三期目を迎えました。選挙公約のうち新たに打ち出された「こども権利条例」「市民健康の森」「斜面緑地の保存」に市民の期待が集まっているように思います。「市民生活最優先」がスローガン倒れにならないよう、自戒をこめて頑張ります。今後ともご協力をお願いします。

（総合企画局都市政策部長 峰岸是雄）

《事務局あとがき》

◇現在、本誌の発行部数は一千部です。全庁各課に一冊配布し、あと執筆者や他都市との資料交換用に送付し、残り二〇〇部程度を庁舎売店で一冊六〇〇円で販売しています。お陰様で、販売も好調で、バックナンバーの在庫もほとんどない状態です。次号（五号）からは発行部数を二千部に、全国販売ルートに乗せる予定です。さらなる誌面充実のため、いっそうのご支援ご鞭撻をお願いします。

（総合企画局都市政策部主幹 大矢野 修）

◇「川崎元気企業」新ものづくりベンチャーの時代（川崎市産業振興財団編）が日本評論社から出版されました。石川、原田、鶴飼、川崎のものづくり現場に詳しい三人の教授が企画編集を行い、中小企業支援センターの木村雅光所長が中心となって作業を進められたものです。この書には、高橋清市長が特別寄稿され、「かわさきアカデミー叢書一号」という栄誉が与えられました。

「政策情報かわさき」とともに、川崎市の政策フロンティアとしての取り組みが全国に発信されることに胸の高鳴りを覚えます。

（総合企画局都市政策部主査 伊藤和良）

政策情報かわさき

第④号

一九九八年三月三十一日発行

編集・発行

川崎市総合企画局

都市政策部

〒210 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2168

FAX 044-211-8354

編集委員会

太田 直

小松 章子

杉島 洋子

峰岸 是雄

田宮 昌江

福田 修

若林 康男

— 投稿をお待ちします —

本誌は職員の方々が自由に意見を発表し、討論するひろばです。日頃の自主研究の発表の場として、投稿をお待ちしています（執筆は個人・グループのいずれでも構いません）。応募される方は、事前に研究の概要をA4判紙二枚以内にまとめて同部政策課題調査担当までお送りください。

第 **4** 号
1998 March no.4

政策情報 かわさき

Review of public policy, KAWASAKI CITY

川崎市総合企画局都市政策部